

愛知県のひきこもり対策の推進について (報 告 書)

平成30年3月

愛知県ひきこもり支援推進会議



はじめに

ひきこもる人とは、多様な事情によって、人とつながること、社会とつながることが難しくなっている人たちです。ひきこもる人は、長い年月、おおむね自宅中心の不自由な生活を余儀なくされています。ひきこもりは、本人だけでなく、親・家族にとっても解決の難しい重い課題になっており、社会的な理解と支援が必要です。

従来、ひきこもりは主として青年層（思春期を含む）の課題と理解されてきましたが、近年は、各地の諸調査や支援機関・家族会などの実情から、青年層だけでなく中高年層におよぶ課題であることが注目されるようになっていきます。ひきこもり期間の長期化、それに伴う本人の高年齢化や家族の高年齢化に伴い、親の介護や、本人・家族の心身の健康上の問題、世帯の生活困窮等の不安が生じるなど、課題が複合化・困難化し、これらの課題への幅広い対策が必要です。そのため、精神保健福祉分野、福祉、教育、労働など様々な分野における取り組みと分野を越えた連携が求められています。

愛知県では、平成 19 年、平成 24 年にひきこもりに関するアンケート調査を行うとともに、「愛知県のひきこもり対策の推進について」（平成 20 年 3 月愛知県ひきこもり対策検討会議報告書、平成 25 年 3 月ひきこもり支援推進会議報告書）で示された施策の方向性を受け、関係機関・支援団体と連携しながら、今日までひきこもり施策が進められてきました。

前回の報告書作成から 5 年が経過するこの度、3 度目となるひきこもりに関するアンケート調査を実施するとともに、平成 24 年度以降の取組をまとめ、改めて今後のひきこもり施策の方向性を示すことを目的として、本報告書を作成しました。

今後、県において、ひきこもり施策を推進する上での指針として本報告書が活用され、引き続き、関係機関・支援団体の連携により施策が推進されることを期待します。

平成 30 年 3 月

愛知県ひきこもり支援推進会議
座長 竹中哲夫

◇ 目 次 ◇

はじめに

I ひきこもり施策の経緯	1
II ひきこもりの定義と基本認識	
1 ひきこもりの定義	3
2 本県におけるひきこもりの現況	3
3 ひきこもり問題の基本認識	4
III ひきこもりに関するアンケート調査の実施	
1 調査の概要	5
2 調査結果の概要	6
IV 平成 24 年度以降の取組の成果・課題及び今後の方向性	12
1 相談支援の充実強化	14
2 家族を支える支援	20
3 人材育成	24
4 就業支援	29
5 自立活動支援	32
6 学校教育における支援	36
7 関係機関・支援団体との連携	46
8 広報・啓発の強化	53
V 今後推進するべき対策	55
VI 県内の先進的取組	
1 豊橋市における取組	59
2 豊田市における取組	61
3 東海市における取組	62
4 知多市における取組	63

参考資料

資料 1 「ひきこもりに関するアンケート」集計結果	65
資料 2 「ひきこもりに関するアンケート」集計表	83
資料 3 「ひきこもりに関するアンケート」調査票	91
資料 4 ひきこもり支援推進会議設置要綱	100
ひきこもり支援推進会議委員名簿	103

I ひきこもり施策の経緯

- 愛知県では、平成6年頃から精神保健福祉センターに、ひきこもりに関する家族相談が目立ち始め、平成8年度から「ひきこもり親のつどい」を、平成9年度から「ひきこもり本人グループ」を開始した。また、平成10年頃から保健所においても、ひきこもりを主訴とした相談が入るようになった。

- 平成13年度、15年度には、厚生科学研究により「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドラインー精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか」が示され、「ひきこもり」という状態は、長期間にわたって生活上の選択肢が狭められた、精神的健康の問題ととらえられ、精神保健福祉領域における支援対象であるとして、保健所職員も対応していった。

- 平成18年4月には、名古屋市北区で発生した「アイ・メンタルスクール」（ひきこもり関連施設）の入寮者の死亡事件を契機に、県及び名古屋市は、各保健所を通じて、県内のひきこもり関連支援団体について、その活動内容等を調査した。
調査の結果、各支援団体や行政機関との連携強化を図ることが必要と認められたため、平成18年6月15日に名古屋市が、同年7月6日に愛知県が、それぞれ所管する関係団体との連絡会を開催し、意見交換を行った。そして、同年7月から、全保健所に「ひきこもり相談窓口」を設置し、保健所においてひきこもり相談を受けることを、県として明確化した。

- 平成19年度からは、県の精神保健福祉体制を強化するため、県庁障害福祉課に「こころの健康推進室」を、保健所に「こころの健康推進グループ」を設置し、従来の精神障害者保健、医療、福祉施策だけでなく、自殺・ひきこもり対策も行うものとした。

- こうした中、今後のひきこもり対策を推進するため、ひきこもりに関する現状把握と従来の精神保健福祉活動の取組を踏まえた今後のあり方について検討を行うことが必要であると考え、平成19年度に、ひきこもり状態にある方についてアンケート調査を行うとともに、「愛知県ひきこもり対策検討会議」を設置・開催し、今後のひきこもり対策のあり方について検討を進め、平成20年3月に報告書「愛知県のひきこもり対策の推進について」（以下「平成19年度報告書」という。）をまとめた。
以降、平成19年度報告書の提言を踏まえ、精神保健福祉センター、保健所、県庁において、ひきこもり施策を実施した。

- 平成21年度から、厚生労働省が「ひきこもり対策推進事業」を創設し、都道府県及び政令指定都市における「ひきこもり地域支援センター」の設置が進められた。本県においては、平成22年度から精神保健福祉センターを「ひきこもり地域支援センター」として位置づけ、相談事業や関係機関との連携、ひきこもりに関する情報発信を行っている。

- 平成 22 年 2 月に、内閣府により「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」が実施され、ひきこもりに該当する子ども・若者の数は、全国で 69.6 万人と推計された。
- 平成 22 年 4 月、内閣府所管の「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、地方公共団体は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みや、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を推進することとされた。本県においては、県民生活部社会活動推進課が主管課として、市町村へ子ども・若者支援地域協議会設置促進を図っている。
- 平成 22 年 5 月、国（厚生労働科学研究）から、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」が新たに示され、支援にあたる機関がどのように支援をしていけばよいかの指針が示された。
- 平成 24 年度には、「平成 19 年度報告書」の作成から 5 年が経過したことから、ひきこもり状態にある方についてアンケート調査を再び実施するとともに、平成 25 年 3 月にこれまでの取組の検証及び今後の方向性を示した「愛知県のひきこもり対策の推進について（報告書）」（以下「平成 24 年度報告書」という。）をまとめた。

この平成 24 年度報告書における提言に基づき、現在までひきこもり施策を推進してきた。
- 平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うため、福祉事務所設置自治体に生活困窮者自立支援相談窓口が設置された。失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり等の課題を抱える生活困窮者を支援対象としている。
- 平成 27 年 12 月に、ひきこもり状態にある者の状況を再び調査するため、内閣府により「若者の生活に関する調査」が実施された。ひきこもり状態にある子ども・若者の数は、全国で 54.1 万人と推計された。
- 平成 28 年 11 月から 29 年 1 月まで、特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会が、ひきこもり経験者及び家族を対象に行った「ひきこもりに関する全国実態アンケート調査」では、本人の平均年齢は 33.5 歳、40 歳以上が 25% に及ぶという結果になっている。

II ひきこもりの定義と基本認識

1 ひきこもりの定義

「ひきこもり」とは、次のように定義されている。

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべきである。

（出典：厚生労働科学研究こころの健康科学研究事業「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究による『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』平成22年5月）

2 本県におけるひきこもりの現況

○ひきこもり状態にある者の推計値

厚生労働省と内閣府それぞれの調査によりひきこもり者の推計値が出されている。その結果に基づく愛知県の推計値は下表のとおりである。

調査実施主体	調査名及び内容	結果	愛知県推計値 (H29. 4. 1)
厚生労働省	厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」 (平成18年度) 全国11地域の住民から無作為に選択した4,134名を対象に、訓練を受けた調査員の戸別訪問による直接面接による調査(平成14～17年実施)	ひきこもり状態にある子どもがいる世帯…0.56%	約17,500世帯 (注1)
内閣府	「若者の生活に関する調査」 (平成27年12月) ・全国の市区町村に居住する15～39歳の者5,000人への訪問留置・訪問回収による調査(層化二段無作為抽出法) ・有効回収数3,115人 ※結果中の()は前回調査「若者の意識に関する調査」(平成22年2月)の推計値を示す。	①+②+③…1.57% (1.79%) ①自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない…0.16% (0.21%) ②ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける…0.35% (0.39%) ③ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する…1.06% (1.19%)	①+②+③ 「広義のひきこもり」 約33,500人 ①+②「狭義のひきこもり」 約10,900人 ③「準ひきこもり」 約22,600人 (注2)

注1) 平成29年4月1日現在本県推計世帯数(「あいちの人口」3,125,753世帯)に調査結果(0.56%)を乗じて推計

注2) 平成29年4月1日現在本県推計人口(「あいちの人口」15～39歳2,131,619人)にそれぞれの率を乗じて推計

3 ひきこもり問題の基本認識

ひきこもりという現象は、社会的参加を回避して、家庭にとどまり続けている状態を指す。社会的な活動からの回避が長期化し、社会生活の再開が著しく困難になってしまった事例では、ひきこもり状態にある本人や家族は、見通しの立たない状況に大きな不安を抱えている。中には、家庭内暴力が深刻化したり、強迫症状や幻覚、妄想といった精神症状が顕在化し、家庭内の生活や人間関係にも支障が生じている事例もある。

そのため、精神保健、福祉、医療の支援が必要であるという視点から、本県では、精神保健福祉センター及び保健所にひきこもり相談窓口を設置している。

ひきこもりという現象が生じる原因はひとつではなく、さまざまな要因が絡み合っていて生じていると考えられ、本人や家族の抱える課題は、対人関係や進学の悩み、就労の困難さ、生活困窮等、その年齢や状況により多岐に渡る。

そうしたことから、精神保健福祉分野だけでなく、その他の福祉分野を始め、教育、労働等の様々な分野における公的機関や民間支援団体等が協力・連携することにより、包括的な支援体制を構築することが必要である。

Ⅲ 「ひきこもりに関するアンケート」調査の実施

ひきこもり状態にある本人及び家族の生活状況や、ひきこもりに関する相談機関等の利用状況、希望する支援等を把握し、今後のひきこもり支援施策の基礎資料とすることを目的として、民間ひきこもり支援団体の協力を得てアンケート調査を実施した。

1 調査の概要

<調査の概要>

調査の名称	ひきこもりに関するアンケート
調査項目	生活状況、日常の過ごし方、相談機関等の利用状況、希望する支援など 全 50 問
対象者	愛知県内のひきこもり支援団体*による支援を受けているひきこもり当事者又はその家族（家族が回答する場合は、一部、本人の立場で状況や考え等を記入） ※ 「ひきこもり支援関係団体ガイドマップあだーじょ 2017 年版（発行：愛知県）」及び「平成 28 年度名古屋市ひきこもり支援ガイドマップ（発行：名古屋市）」に記載のある 69 団体
調査時期及び実施方法	平成 29 年 7 月 各団体に調査票配布・回収の協力を依頼 8 月 「協力可能」の回答が得られた団体を通じて、対象者に調査票を配布 9 月 各団体に調査票をとりまとめて回収
実施主体及び実施機関	愛知県

<回収結果>

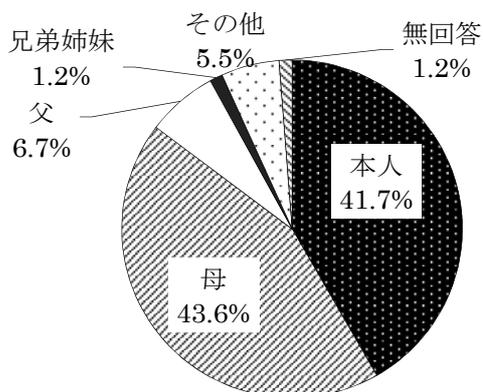
協力可能団体数	26 団体（下表）
回収数	163 人（回答者のあった団体数：21 団体）

<御協力いただいたひきこもり支援団体（26 団体）>

名古屋市を除く愛知県内	名古屋市内
<ul style="list-style-type: none"> ・居場所「あつたまり場」 ・NPO 法人「一宮若者支援ネット」&「こもりあん」 ・一般社団法人 仕事ノアル暮らし ・精神保健福祉ボランティア「すばる」 ・NPO 法人子どもたちの生きる力をのばすネットワーク ・社会福祉法人東海市社会福祉協議会 ほっとプラザ ・多機能型事業所ライム ・N.O.W. in chubu ・一般社団法人サポートネットゆっか 	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市社会福祉協議会 ・若者応援隊「まなざし」 ・大地の会 ・豊田市若者サポートステーション ・NPO 法人育て上げネット中部虹の会 ・NPO 法人 ICDS 岡崎若者おいでんクラブ ・NPO 法人 いまから ・とよはし若者サポートステーション ・ひまわりの会 ・NPO 法人 青少年自立援助センター北斗寮 ・NPO 法人ゆずりは学園
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 中京ドリーム高等学院 ・なごや若者サポートステーション ・NPO 法人ライフステーション・あいち ・NPO 法人オレンジの会 ・NPO 法人なでしこの会 ・ひきこもり親の会ありのまま、不登校親の会てんぱく

<基本属性>

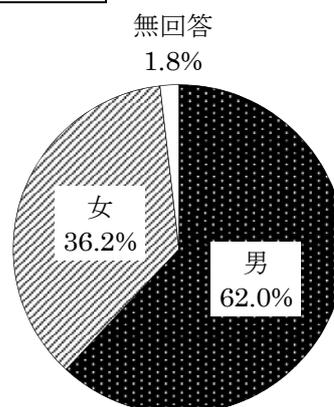
本人から見た回答者の続柄



《前回》

本人…59.9%、母…24.6%

本人の性別

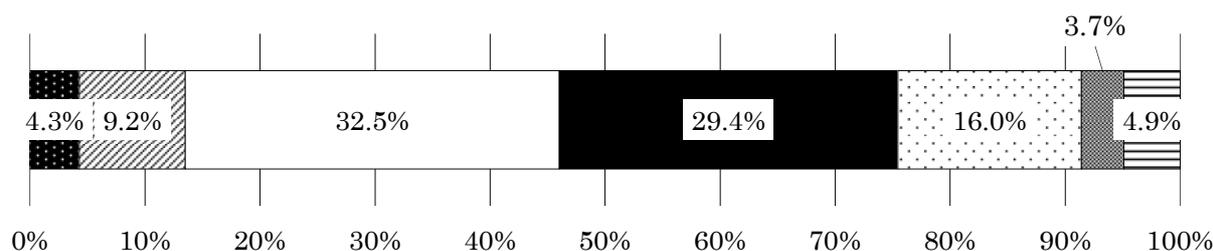


《前回》

男…74.3%、女…25.1%

本人の年齢

・「20歳代」、「30歳代」を合わせると、61.9%であった。40歳以上は、19.7%であった。



■ 15歳以下 □ 15~19歳 □ 20歳代 ■ 30歳代 □ 40歳代 ■ 50歳代以上 □ 無回答

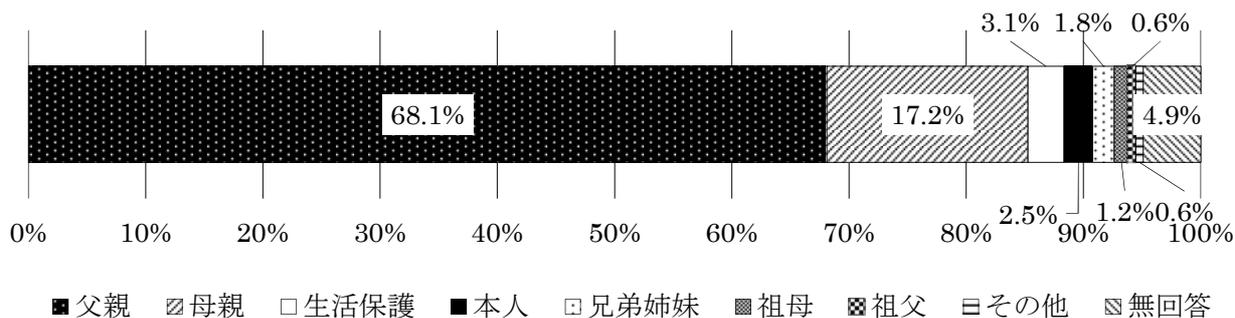
《前回》

20~30歳代…77.2%、40歳以上…16.2%

2 調査結果の概要 (全ての結果、集計表及び調査票は「参考資料」参照)

【問7】主たる生計維持者の続柄

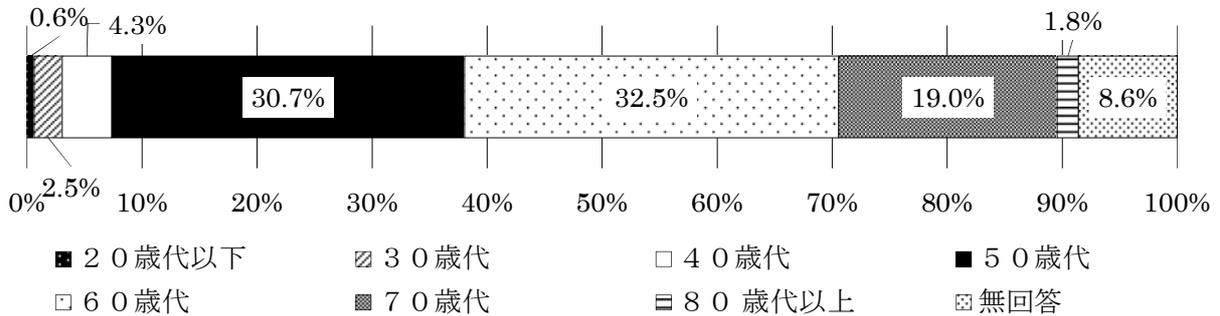
・主たる生計維持者について、最も多かったのは「父親」で68.1%となっている。



■ 父親 □ 母親 □ 生活保護 ■ 本人 □ 兄弟姉妹 ■ 祖母 ■ 祖父 □ その他 □ 無回答

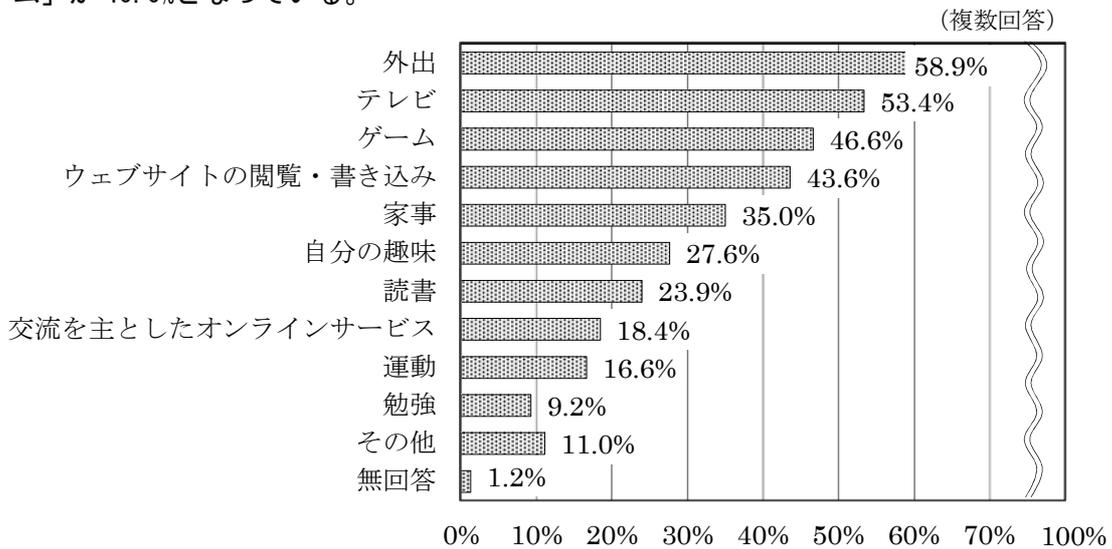
【問 8】 主たる生計維持者の年齢

・主たる生計維持者の年齢は、最も多かったのが「60 歳代」で 32.5%、次いで「50 歳代」が 30.7%、70 歳代以上は 20.8%であった。



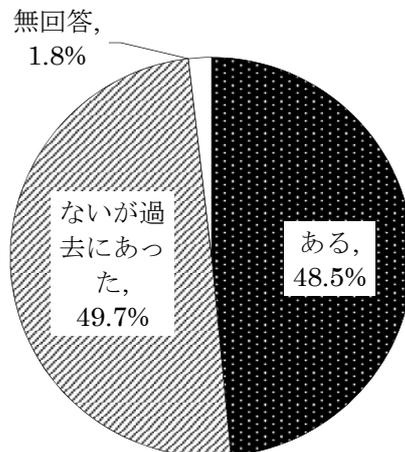
【問 1 2】 1日の過ごし方

・1日の過ごし方について、「外出」が 58.9%で最も多く、次いで「テレビ」が 53.4%、「ゲーム」が 46.6%となっている。



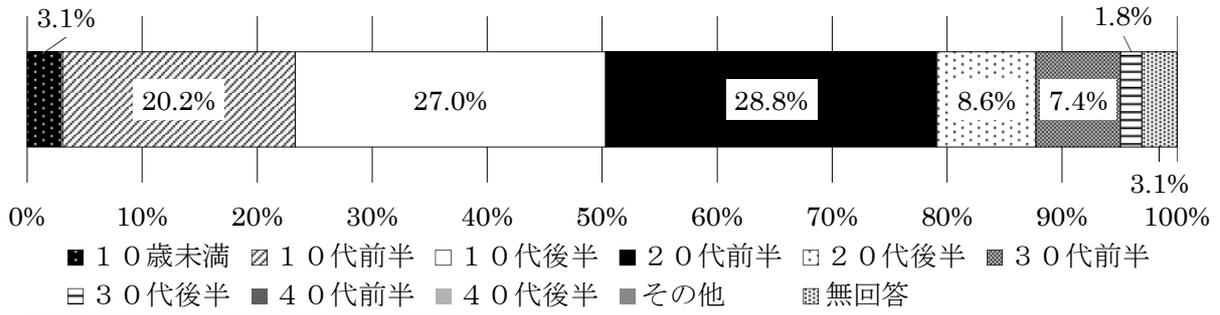
【問 2 1】 ひきこもり状態の有無

・現在ひきこもり状態にある者は 48.5%、ないが過去にあった者は 49.7%であった。



【問23】 ひきこもり状態となった時期

・ひきこもり状態となった時期は、20代前半までが79.1%を占めている。

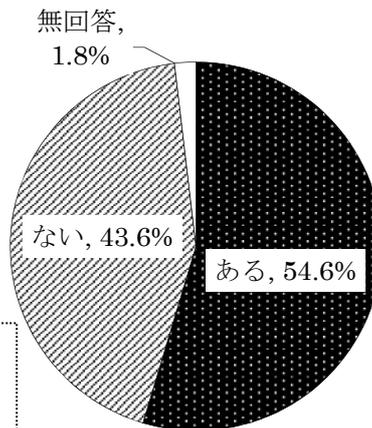


《前回》

10代後半～20代前半…59.2%

【問25】 不登校経験

・不登校経験のある者は54.6%であった。

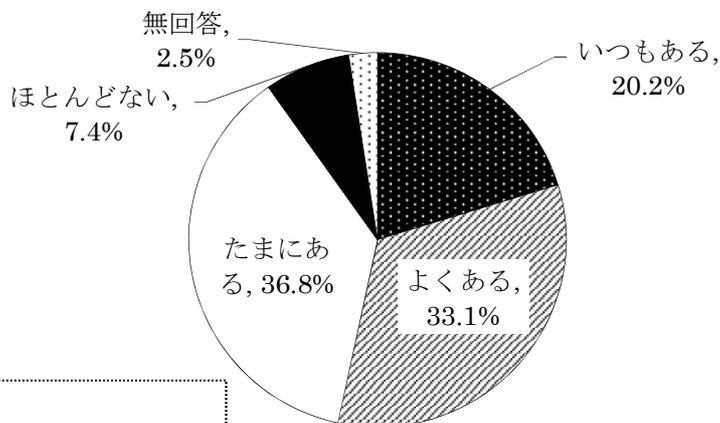


《前回》

不登校経験がある…52.7%

【問33】 こころの健康状態

・こころの健康状態の不調について、「いつもある」と回答した者は20.2%、「よくある」と回答した者は33.1%となっている。



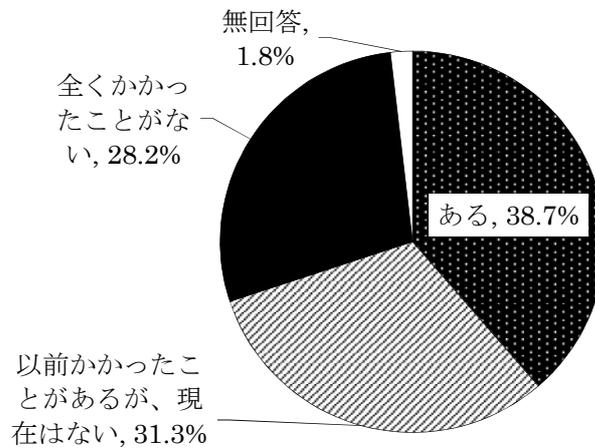
《前回》

「いつもある」…16.8%

「よくある」…33.5%

【問35】精神科等への通院経験

・精神科・神経科・心療内科などの医療機関に通院経験のある者の割合は、「ある」「以前かかったことがあるが、現在はない」を合わせると、70%であった。

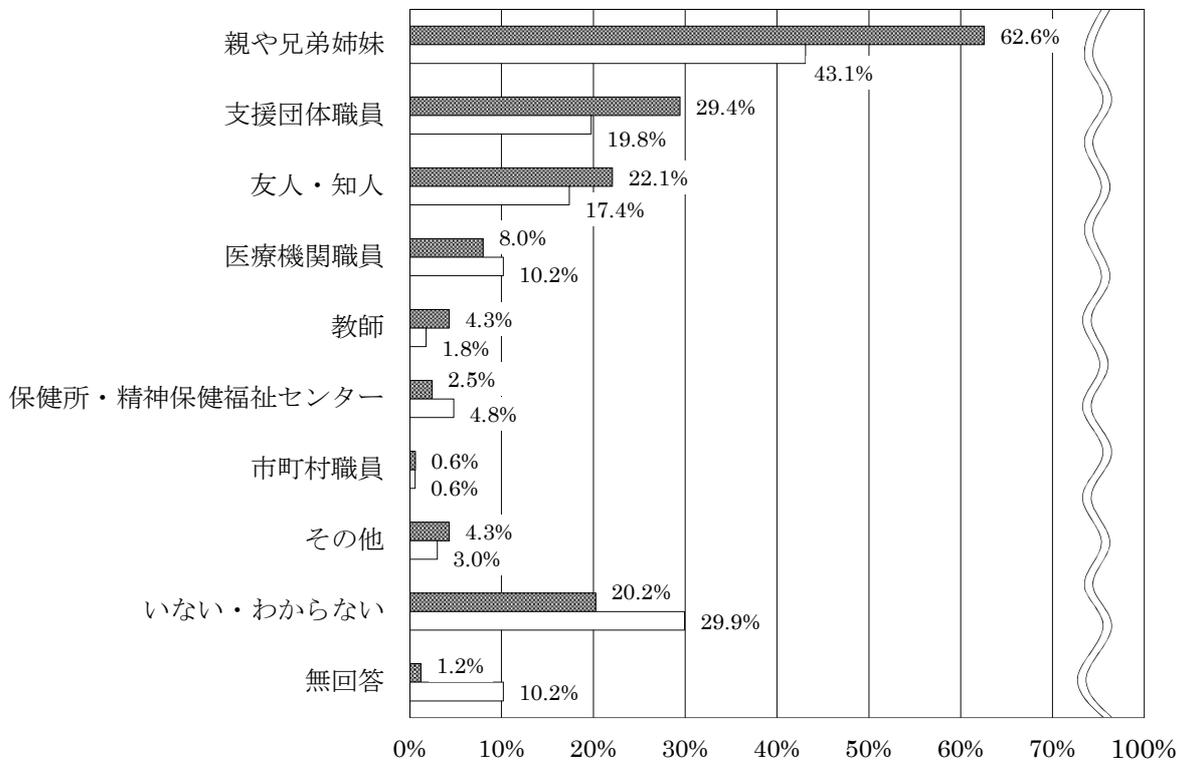


《前回》
「ある」…54.5%、「以前かかったことがあるが、現在はない」…14.4%

【問38】信頼できる人

・信頼できる人を尋ねたところ、「親や兄弟姉妹」が62.6%で最も多く、次に「支援団体職員」が29.4%であった。

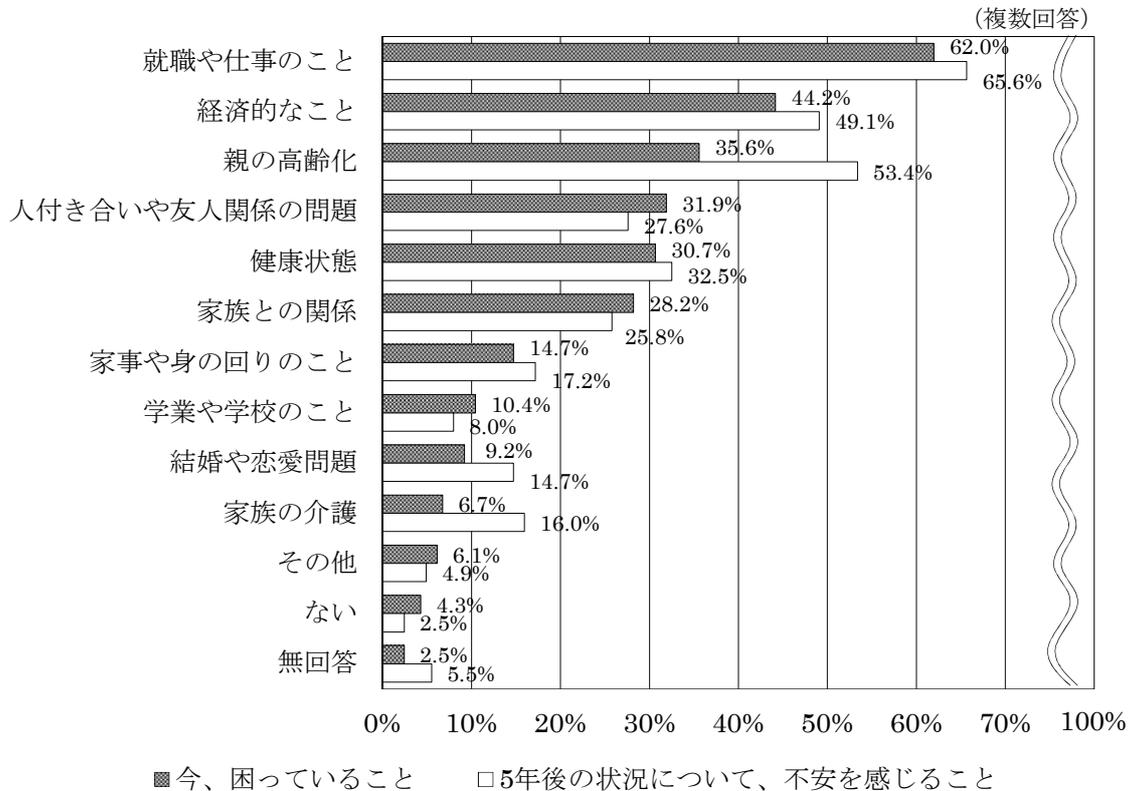
(複数回答)



■平成29年度 (回答者数: 163名) □平成24年度 (回答者数: 167名)

【問39、40】 今困っていること、5年後への不安

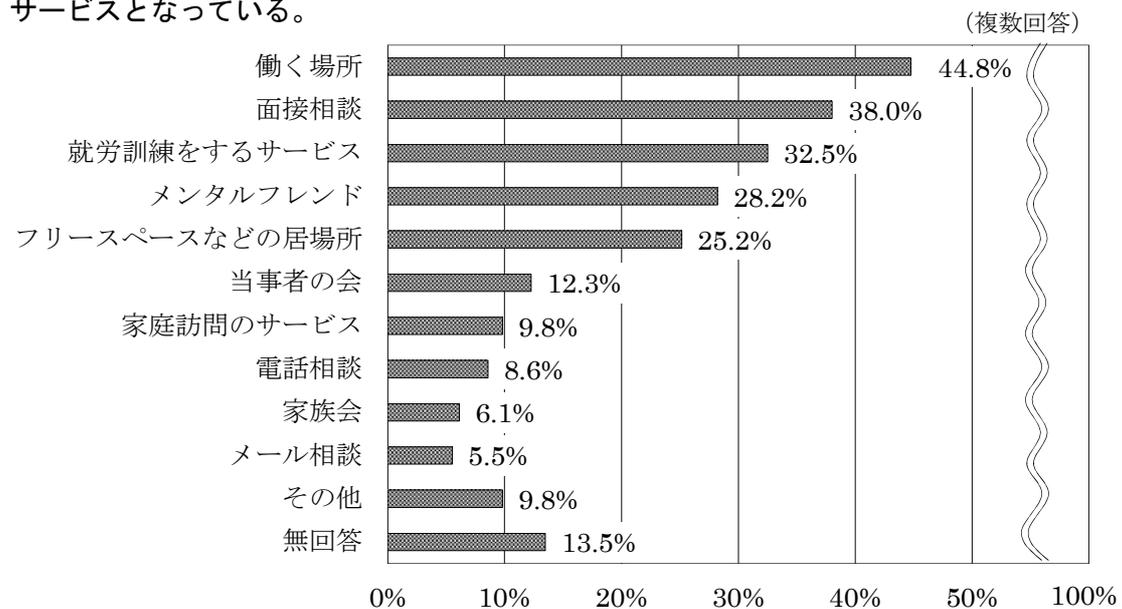
・今困っていること、5年後の状況について不安を感じることに、共に「就職や仕事のこと」が最も多かった。また、5年後の状況について、53.4%が「親の高齢化」に不安を感じている。



《前回》(今、困っていること)
 就職や仕事のこと…54.5%、人付き合いや友人関係の問題…41.3%

【問42】 今後望む支援

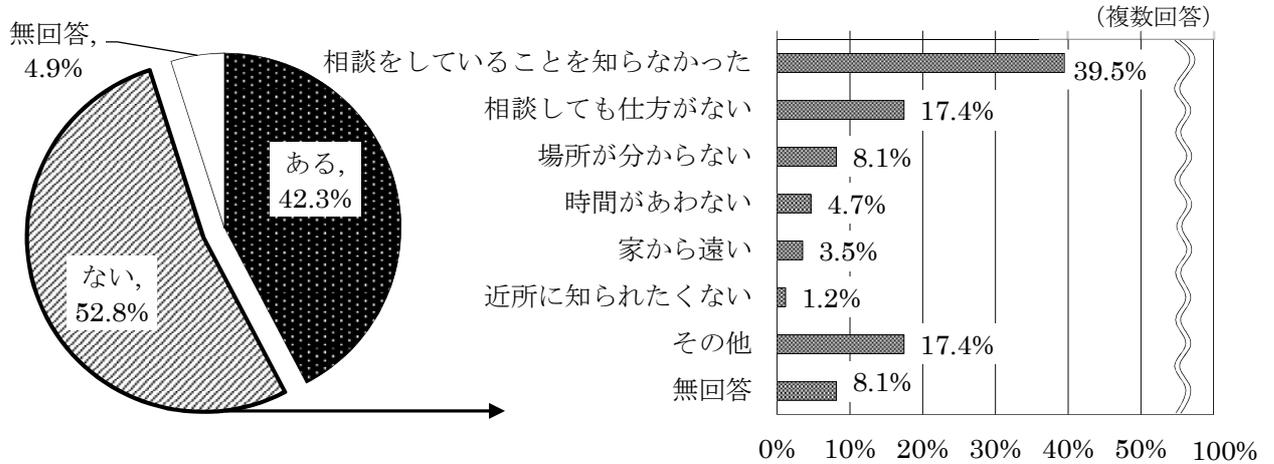
・今後望む支援として、「働く場所」が44.8%で最も多く、次いで、面接相談、就労訓練をするサービスとなっている。



《前回》働く場所…44.3%、就労訓練サービス…34.1%

【問43, 44】 回答者の保健所・精神保健福祉センターへの相談経験

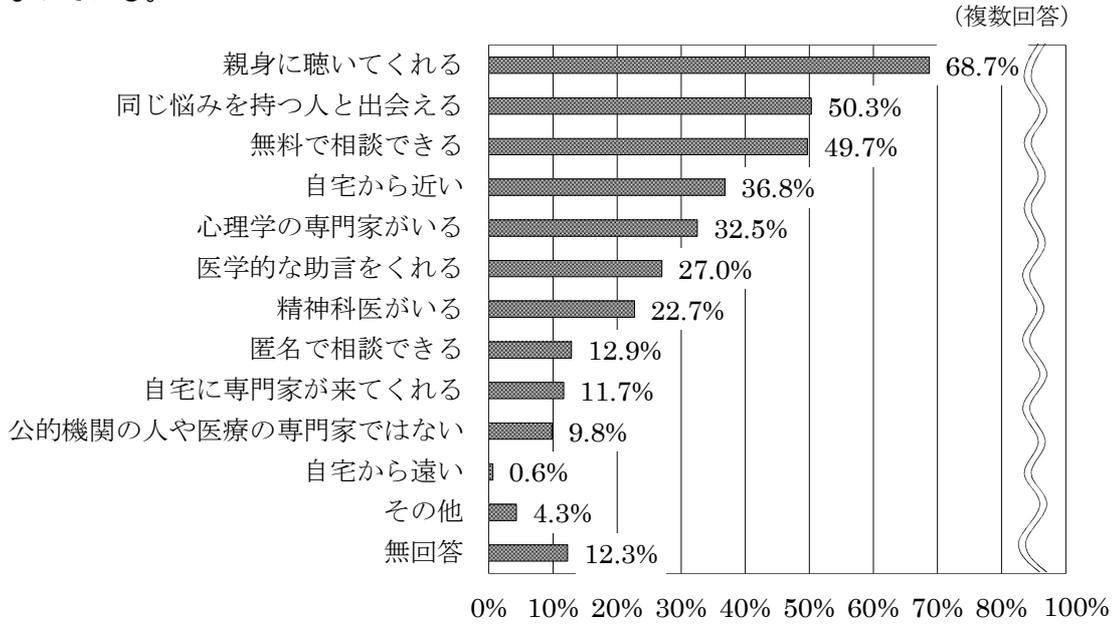
・保健所・精神保健福祉センターへの相談歴は、回答者の42.3%にあった。相談歴のない者(52.8%)のうち、その理由として、39.5%は相談をしていることを知らなかった。



《前回》
 保健所・精神保健福祉センターに相談歴がある…35.9%、ない…56.3%
 (相談歴がない者について、相談したことがない理由)
 相談していることを知らなかった…34.0%

【問49】 回答者が相談したい機関

・「親身に聴いてくれる」が68.7%で最も多く、次に「同じ悩みを持つ人と出会える」50.3%となっている。



IV 平成 24 年度以降の取組の成果・課題及び今後の方向性

平成 24 年度報告書において、「今後推進すべき対策」として、以下の 8 項目について取組の方向性が示された。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 相談支援の充実強化 | 5 自立活動支援 |
| 2 家族を支える支援 | 6 学校教育における支援 |
| 3 人材育成 | 7 関係機関・支援団体との連携 |
| 4 就業支援 | 8 広報・啓発の強化 |

県として、これらの項目に基づき、下記のとおり対策を進めてきたところであるが、本県における各事業の具体的な取組内容と今後の方向性等について、項目ごとにまとめる。

番号	事業名	担当課室
1 相談支援の充実強化 P. 14		
1-1	ひきこもり相談	こころの健康推進室
1-2	ひきこもり及びメンタルヘルスEメール相談	こころの健康推進室
1-3	ひきこもりピアサポート事業	こころの健康推進室
1-4	ひきこもり事例分析	こころの健康推進室
1-5	育成相談（不登校相談）	児童家庭課
1-6	生活困窮者自立相談支援事業	地域福祉課
2 家族を支える支援 P. 20		
2-1	ひきこもり家族教室	こころの健康推進室
2-2	ひきこもり家族グループ	こころの健康推進室
2-3	ひきこもり家族支援事業	こころの健康推進室
3 人材育成 P. 24		
3-1	ひきこもり相談対応者及び支援者研修	こころの健康推進室
3-2	ひきこもり支援サポーター養成及びフォローアップ研修	こころの健康推進室
3-3	居場所活動団体職員等資質向上事業	こころの健康推進室
3-4	生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修	地域福祉課
4 就業支援 P. 29		
4-1	ヤング・ジョブ・あいちにおける就業支援	就業促進課
4-2	若年者就労支援事業・若年者キャリア形成相談事業	就業促進課
4-3	通院患者リハビリテーション事業	こころの健康推進室
5 自立活動支援 P. 32		
5-1	ひきこもり本人グループ	こころの健康推進室
5-2	ひきこもり支援サポーター「ハートフレンド」活動事業	こころの健康推進室
5-3	NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業	地域福祉課
5-4	若者・外国人未来応援事業「若者・外国人未来塾」	生涯学習課

番号	事業名	担当課室
----	-----	------

6 学校教育における支援 P. 36

6-1	スクールカウンセラー設置事業（県立高等学校）	高等学校教育課
6-2	スクールカウンセラー設置事業（公立小中学校）	義務教育課
6-3	スクールソーシャルワーカー設置事業	高等学校教育課
6-4	スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金	義務教育課
6-5	家庭教育相談員（家庭教育コーディネーター）設置事業	生涯学習課
6-6	家庭教育支援員（ホームフレンド）活動事業	生涯学習課
6-7	子どもSOS ほっとライン24	義務教育課
6-8	ひきこもりチラシ作成	こころの健康推進室

7 関係機関・支援団体との連携 P. 46

7-1	ひきこもり支援関係団体連絡会議	こころの健康推進室
7-2	ひきこもり地域継続支援ネットワーク会議	こころの健康推進室
7-3	若者・外国人未来応援事業「若者未来応援協議会」	生涯学習課
7-4	家庭教育支援ネットワーク会議	生涯学習課
7-5	子ども・若者育成支援ネットワーク形成促進事業	社会活動推進課
7-6	ひきこもり支援推進会議	こころの健康推進室

8 広報・啓発の強化 P. 53

8-1	ひきこもり支援関係団体ガイドマップあだーじょ作成	こころの健康推進室
8-2	ひきこもりパンフレット作成	こころの健康推進室

1 相談支援の充実強化

(1)「相談支援の充実強化」について、平成24年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① 県行政機関においては、今後も引き続き、保健所、精神保健福祉センターをひきこもり相談窓口とする。ひきこもり相談は長期にわたることが多いことから継続相談の実施、また、家族教室（グループワーク）の支援技術の向上を図る。	○ひきこもり相談窓口として、精神保健福祉センター及び保健所において各種相談を実施 ○ピアによるひきこもり相談事業を開始 ○ひきこもり支援者の資質向上を目的とした研修を実施	1-1 1-2 1-3 (3-1)
② 子ども・若者総合相談センターを設置している市町村においては、ひきこもり相談を子ども・若者総合相談センターでも実施していく。相談支援を行うにあたっては、地域関係機関のネットワークを図っていく。	○市町村における子ども・若者総合相談センター設置促進を目的に、連絡会議等を開催	(7-4)
③ Eメール相談は、有効な相談ツールとして機能しているため、今後も継続して実施していく。	○ひきこもり及びメンタルヘルスEメール相談を実施	1-2
④ アウトリーチ型支援としてのハートフレンド活動は、専門家ではない関わりが、ひきこもり者の生活の幅を広げることにつながり、今後も充実させていく。	○ひきこもり支援サポーター養成及びフォローアップ研修を実施 ○ハートフレンド活動事業を実施	(3-2) (5-2)
⑤ ひきこもりの長期化、高齢化による相談支援の困難さや相談関係が途切れることへの対応として、精神保健福祉センターにおける事例の分析を通して、相談や支援のあり方についての方策等の検討を行っていく。	○ひきこもりに関する相談事例の分析を実施するなど、相談支援の在り方について検討	1-4
	<その他の取組> ○児童相談センターにおいて、不登校に関する相談を実施 ○福祉事務所において、生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施	1-5 1-6

(2) 具体的な取組事業

1-1 ひきこもり相談	担当課室 こころの健康推進室						
実施主体	精神保健福祉センター及び保健所						
事業の目的・内容	精神保健福祉センター及び保健所において、面接、電話、訪問等によりひきこもりに関する相談を実施する。(平成18年度事業開始)						
現状及び実績							
平成18年7月から「ひきこもり専門相談窓口」を全保健所に開設した。5年間の各種相談延件数の合計は、1,500～1,600件前後で推移している。							
＜ひきこもりに関する相談件数＞							(延件数)
年度	実施機関	面接	電話	訪問	Eメール※	小計	合計
24	センター	470	173	-	165	808	1,466
	保健所	416	183	59	-	658	
25	センター	478	150	-	123	751	1,596
	保健所	444	329	72	-	845	
26	センター	514	192	-	102	808	1,681
	保健所	490	317	66	-	873	
27	センター	546	231	-	77	854	1,536
	保健所	411	219	52	-	682	
28	センター	546	199	-	62	807	1,610
	保健所	442	289	72	-	803	
※「ひきこもりEメール相談」及び「メンタルヘルスEメール相談のうち、ひきこもりに関する相談」の合計							
成果・課題							
ひきこもりの長期化・高年齢化により、問題は複雑で多様になっているため、継続的な支援が必要となる場合も多く、支援者の技術の向上が求められる。							
また、精神保健福祉センターや保健所での面接を継続しつつ、ニーズに応じて居場所や就労支援等を実施する他機関とともに支援を行うことが求められるため、会議等をきっかけとし、日ごろから地域関係機関と顔の見える関係づくりを推進している。家族支援においても、必要に応じて家族教室等に誘導するなど、グループ支援を提供している。							
また、精神保健福祉センターにおいては、事例の分析により、相談内容の傾向やその対応について検討を行っている。							
今後の方向性							
ひきこもりの長期化・高年齢化に伴う問題の複雑困難化への対応として、事例の分析等を通して、相談支援のあり方について研究を行うとともに、精神保健福祉センター及び保健所職員の相談技術の向上を図るため、研修等の取組を継続して実施する。							
精神保健福祉センターは、ひきこもり支援の中心的な役割を担う「ひきこもり地域支援センター」として、ひきこもり相談窓口を始め、保健所等へのひきこもり支援に関する技術支援を実施する等、関係機関との連携を図りながらひきこもり支援を推進する。							

1-2 ひきこもり及びメンタルヘルスEメール相談		担当課室 こころの健康推進室					
実施主体	精神保健福祉センター						
事業の目的・内容	ひきこもり当事者や家族は孤立し相談の機会を逸していることもあるため、当事者や家族が支援を受ける契機とし、社会参加を促進することを目的に、Eメール相談を実施する。(平成19年度事業開始)						
現状及び実績							
<p>利用者は精神保健福祉センターのホームページ画面から相談を行う。</p> <p>ひきこもり相談とメンタルヘルス相談の2つの窓口があり、メンタルヘルス相談は1回限りの相談としているが、ひきこもり相談は継続的な相談が可能である。</p> <p>ひきこもり相談については、愛知県精神保健福祉士協会に回答作成を委託した上で、ひきこもり支援に造詣の深い学識経験者に監修を依頼することにより、専門性、継続性を担保している。</p> <p>平成28年度においては、ひきこもり相談は、当事者からの相談が全体の相談の75%を占めている。また、20歳代から30歳代の当事者からの相談は67%である。</p>							
<相談実績(Eメール相談システムによる受付件数)> (延件数)							
年度	H24	H25	H26	H27	H28		
ひきこもり相談	163	118	99	77	61		
メンタルヘルス相談	139	152	128	145	134		
()はひきこもりに関連する相談(再掲)	(2)	(5)	(3)	(0)	(1)		
<相談者内訳(平成28年度)> (件)							
	当事者	当事者以外	計				
ひきこもり相談	46	15	61				
メンタルヘルス相談	95	39	134				
<相談者年代別(平成28年度)> (件)							
	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60歳以上	計
ひきこもり相談	6	31	10	7	6	1	61
メンタルヘルス相談	14	41	36	34	7	2	134
計	20	72	46	41	13	3	195
成果・課題							
<p>パソコンのみならず、スマートフォン等の普及により、インターネットにアクセスできるツールさえあれば、24時間相談にアクセスできる。電話や対面で人と話すことが苦手な人でも、Eメールは相談しやすいツールとなっている。Eメール相談を継続する中で、面接相談につながるケースもあり、相談の第一歩として非常に有効である。</p>							
今後の方向性							
<p>電話や対面よりも利用のハードルが低く、利便性、操作性の高いツールであることから、ひきこもりの当事者支援には有効であると考え、今後も継続する。</p>							

1-3 ひきこもりピアサポート事業		担当課室 こころの健康推進室
実施主体	こころの健康推進室（民間支援団体へ委託）	
事業の目的・内容	民間支援団体への委託により、ひきこもり経験者または家族が、同じ悩みを経験した仲間（ピア）という立場を活かして相談・訪問等の活動を実施する。（平成 29 年度事業開始）	
現状及び実績		
ひきこもり支援の充実を図るため、委託先への来所による面接相談や、相談者の家庭訪問等により、ピアによる相談活動等を実施している。		
<平成 29 年度における事業の概要>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・面接による相談活動 来所による個別相談の実施 ・訪問・派遣活動等 自宅への訪問や関係機関等への外出支援、グループ活動への講師派遣等 	
対象	ひきこもり当事者及びその家族	
相談対応者	ひきこもり経験者またはその家族	
委託先	特定非営利活動法人なでしこの会	
成果・課題		
支援者ではない同じ立場に立った者による支援へのニーズは高いと思われるため、より利用が広まるよう、周知していく必要がある。		
今後の方向性		
今後も事業を発展させるとともに、利用促進のため周知を図る。		

1-4 ひきこもり事例分析		担当課室 こころの健康推進室
実施主体	精神保健福祉センター	
事業の目的・内容	ひきこもりの長期化、高齢化による相談支援の困難さや相談関係が途切れることへの対応として、精神保健福祉センターにおける事例の分析を通して、相談や支援のあり方についての検討を行う。（平成 25 年度事業開始）	
現状及び実績		
平成 25、26 年度の 2 年間では、継続相談を実施している高年齢化、長期化した事例をグループに分類し、そのグループの特徴、長期化している要因や本人の課題、支援方法について考察を行った。平成 27、28 年度の 2 年間では、精神保健福祉センターで初回面接を実施した家族を対象に、来所相談の転帰を調査し、相談が中断、終了した理由を探ることで、適切な支援方法の考察と検討を行った。		

実施状況

年度	主題
H25	「ひきこもり来所相談事例の分析について－35歳以上の長期化したひきこもりの支援を考える－」
H26	
H27	「ひきこもり面接相談事例の分析について－相談の転帰からみた相談の現状と支援における課題について－」
H28	

成果・課題

平成 25、26 年度事業では、ひきこもりの長期化、高齢化の事例を考察することにより、状態が固定しているように考えられても、当事者は周辺の環境の変化に敏感であり、その変化に当事者は影響を受けること、生きづらさを抱えた当事者が安心して過ごせる地域の居場所、中間就労等のステップを踏める場所が必要であることが明らかになった。また、平成 27、28 年度事業では、相談が途切れる要因を探ることで、相談関係や支援のあり方、精神保健福祉センターの役割等が明らかになった。

この事業で得られた知見が地域で活用でき、ひきこもり支援の技量の向上を促し、地域の支援体制の整備に役立つ内容となることが課題である。

今後の方向性

今後も県のひきこもり支援の一助となるよう、今後も継続する。

1-5

育成相談（不登校相談）

担当課室

児童家庭課

実施主体 児童相談センター

事業の目的・内容 県内 10 か所の児童相談センターにおいて、不登校に関して電話、面接等による相談を実施する。

現状及び実績

不登校相談受付件数は、平成 29 年度は 137 件で、全相談受付件数 16,616 件に占める割合は 0.8%となっている。過去 5 年間に於いても、1%程度で推移している。

<相談受付件数> (件)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
不登校件数	130	152	182	126	137
全受付件数	13,469	14,291	15,192	15,674	16,616
割合	1.0%	1.1%	1.2%	0.8%	0.8%

成果・課題

不登校相談は件数としては横ばいであるが、児童虐待や不適切な養育環境が背景にある場合は、児童相談センターが学校や市町村等の関係機関と連携し、積極的に対応する必要がある。

今後の方向性

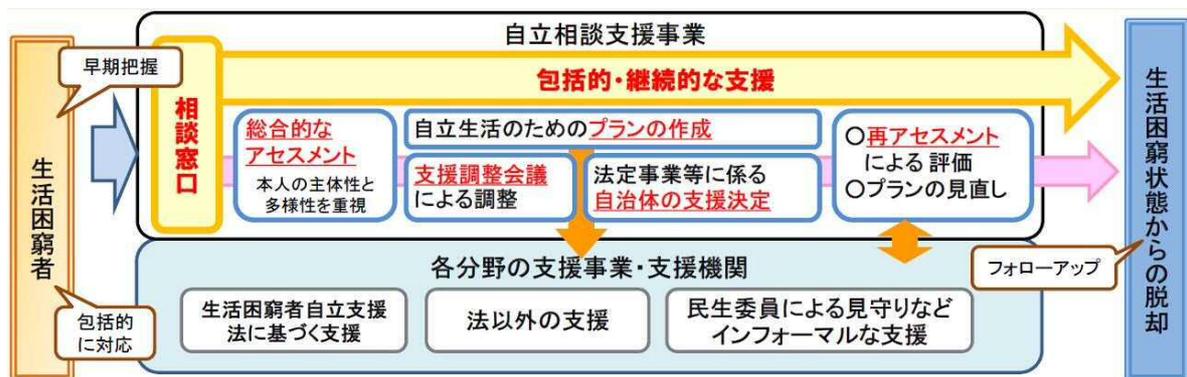
引き続き現行の体制を維持していく。

1-6 生活困窮者自立相談支援事業	担当課室 地域福祉課
----------------------	---------------

実施主体	福祉相談センター（一部民間団体へ委託）
事業の目的・内容	平成27年4月より施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施する。（平成27年度事業開始）

現状及び実績

福祉相談センター（尾張・海部・知多・新城設楽）に主任相談支援員及び相談支援員を配置し、管内の生活困窮者に対して支援を行っている。
 また、西三河福祉相談センターについては、適切な相談業務が可能である団体への委託により実施している。



<各年度新規相談受付件数> (件)

H27	H28	H29 (10月末時点)
216	175	154

成果・課題

制度施行後2年以上が経過し、新たに相談に繋がった対象者のうち多くの人に支援の効果が現れてきている。一方で、まだ適切な支援を受けることができている、ひきこもりを始めとした生活困窮者が数多くいると考えられ、今後適切に自立相談支援機関につなげていくことが必要である。

今後の方向性

ひきこもり等により自ら相談することが難しい生活困窮者に対して、支援を必要としている人が相談に来るのを待つのではなく、支援を必要としている人に届くようなアウトリーチを行う。

2 家族を支える支援

(1) 「家族を支える支援」について、平成 24 年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① 保健所及び精神保健福祉センターで行っている家族教室、家族グループ活動の実施を継続する。また、家族グループの自助グループ化も視野に入れた支援を行う。	○ひきこもり家族教室や家族グループを実施	2-1 2-2
② 地域における家族会（自助グループ）の形成と家族会の活動に対して、パートナーシップを育み大切にしながら、専門的見地からの助言などの側面的支援を行う。	○ケース支援やひきこもり関連事業等を通して、家族会との連携を強める等、側面的支援を実施	
	<その他の取組> ○ひきこもり支援団体への委託により、家族を対象とした相談等事業を実施	2-3 (1-3)

(2) 具体的な取組事業

2-1 ひきこもり家族教室		担当課室 こころの健康推進室			
実施主体	保健所				
事業の目的・内容	保健所において、ひきこもりの方の家族を対象としたグループワーク等の教室を実施する。(平成 19 年度事業開始)				
現状及び実績					
平成 19 年度から各保健所で順次実施を開始し、平成 25 年度以降、全 12 保健所にて開催している。地域の支援者やひきこもり経験者等の講師を招いての講義形式や、参加者が日ごろの悩みを分かち合う交流会等グループワーク形式を取り入れるなど、保健所ごとに工夫を凝らして企画している。					
<開催実績>					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
開催保健所数(箇所)	11	12	12	12	12
延べ開催数(回)	50	61	68	74	75
延べ参加者数(人)	449	486	628	561	541
成果・課題					
ひきこもり問題は、長期にわたり、家族が疲弊を感じることも多い。個別相談と並行して家族教室を開催し、対応方法について理解を深めるとともに、同じ悩みを持つ家族同士で思いを共有					

することで、家族の孤立感や精神的負担感の軽減に役立っている。
運営にあたり、職員の支援技術の習得が必要である。

今後の方向性

今後も保健所において、ひきこもり家族教室の開催を継続する。
ひきこもり相談対応者及び支援者研修等の実施により、保健所職員の支援技術向上を図る。

2-2 ひきこもり家族グループ	担当課室 こころの健康推進室																														
実施主体	精神保健福祉センター																														
事業の目的・内容	ひきこもりの子どもを持つ親同士が、受容的な雰囲気の中で話し合うことにより、子どもへの関わり方について洞察を得たり、心理的安定と自信を回復したりすることを目的に、ひきこもりの状態にある方の家族のためのつどいやグループ活動を実施。(平成8年度事業開始)																														
現状及び実績																															
<p>現在、家族グループは、グループ参加が4年以上の家族を対象とした「ひきこもりを考える親のつどい」と、グループ参加が3年以下の家族を対象とした「ひきこもりを考える親グループ」の2つのグループに分けて実施している。両グループとも、保健所職員がオブザーバー参加している。</p>																															
<p>○ ひきこもりを考える親のつどい (対象：グループ参加が4年以上の家族)</p> <p>平成8年8月からグループワークを年9回実施している。平成23年度まで、医師主体のグループサイコセラピーを実施していたが、平成24年度以降、参加者の自主性を尊重することを重視し、懇談会という形に移行している。内容はテーマを設けず、参加者が自由に話し合うフリートークを中心としている。</p> <p><参加状況></p>																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グループワーク延参加人数 (人)</td> <td>58</td> <td>51</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>登録人数 (人)</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>回数 (回)</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>平均参加人数 (人)</td> <td>6.4</td> <td>5.7</td> <td>6.3</td> <td>6.1</td> <td>7.4</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H24	H25	H26	H27	H28	グループワーク延参加人数 (人)	58	51	57	55	67	登録人数 (人)	9	9	8	11	12	回数 (回)	9	9	9	9	9	平均参加人数 (人)	6.4	5.7	6.3	6.1	7.4
年度	H24	H25	H26	H27	H28																										
グループワーク延参加人数 (人)	58	51	57	55	67																										
登録人数 (人)	9	9	8	11	12																										
回数 (回)	9	9	9	9	9																										
平均参加人数 (人)	6.4	5.7	6.3	6.1	7.4																										
<p>○ ひきこもりを考える家族グループ (対象：グループ参加が3年以下の家族)</p> <p>「ひきこもりを考える親のつどい」と同様の目的で年9回実施している。家族グループでは参加者が自ら参加・体験することで自分自身の生き方について気づきを得るためのワークショップとフリートークをほぼ隔月で行っている。</p>																															

<参加状況>

年度	H24	H25	H26	H27	H28
グループワーク延参加人数 (人)	42	41	68	48	25
登録人数 (人)	8	8	10	10	5
回数 (回)	7	7	9	9	9
平均参加人数 (人)	6.0	5.9	7.6	5.3	2.8

成果・課題

参加者はいずれも個別面接も併行しているが、気持ちを分かち合うという、個別面接では得られない効果を得られている。グループと個別面接を並行することで気づきや自己洞察が促進されられると思われる。

「ひきこもりを考える親のつどい」は、最長で 20 年以上にわたり参加される人がいるなど、参加者である親も高齢化しており、ひきこもり状態にある当事者も高年齢化している。そのため、自身の体調や家庭の状況により、参加が困難な人もおり、話される内容も就労の問題がある一方で親亡き後の経済的な不安等にシフトしている。

また、「ひきこもりを考える家族グループ」から参加者が移行することで、年々参加者が増加しており、1 グループ 10 人を超えると参加者の発言の機会が少なくなり、グループの効果が表れにくくなるため、今後は、このグループも 2 つに分けるなどの対応を考える必要がある。

「ひきこもりを考える家族グループ」は、登録はしているものの、一回も参加されない人もおり、モチベーションが持続しない様子もうかがわれる。どのように参加を促していくかが課題である。

今後の方向性

高齢である参加者は、自身の健康、経済問題等への不安、ひきこもり状態の当事者の将来の不安を感じている。比較的若い参加者も当事者が就労に結びつかず、ひきこもり状態に変化がないことに焦りを感じている。

そのため、引き続き本事業を実施するとともに、地域の社会資源等につなぎ、具体的に利用できる制度や福祉サービス等について検討を行い、実際に受けられるよう支援をする。

2-3 ひきこもり家族支援事業	担当課室 こころの健康推進室
--------------------	-------------------

実施主体	こころの健康推進室（ひきこもり支援団体へ委託）
事業の目的・内容	民間支援団体への委託により、ひきこもり者の家族を対象とした相談等の支援事業を実施する。（平成 19 年度事業開始）

現状及び実績

地域におけるひきこもり対策の活性化を図るため、下記のとおり年度によって委託先を変更して実施した。

<実績>

年度	内容	委託先
H24	家族相談会、講演会	NPO 法人 地域福祉サポートちた（知多市）
H25	家族相談会、講演会	NPO 法人 共生会（津島市）

成果・課題

民間支援団体への委託により、その専門性を活かした支援を提供した。相談会と講演会の2本立てで開催することで、家族のひきこもりについての理解を深めるとともに、相談支援につなげることができた。

今後の方向性

県内各地の民間支援団体において、講演会等の事業が独自で行われるようになったことから、平成25年度をもって本事業を終了した。

今後は、ひきこもりピアサポート事業において、民間支援団体による家族支援の実施をすすめていく。

3 人材育成

(1) 「人材育成」について、平成 24 年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① 民間団体の支援者や保健所、市町村職員に対する研修を精神保健福祉センターにおいて継続して実施する。特に、ひきこもり者の長期化、高齢化等により、支援の困難さも出てきていることから、支援技術力の向上を目指す。	○ひきこもり支援者の資質向上を目的とした研修を実施	3-1 3-3
② ひきこもり支援サポーター事業については、サポーターの活動の場の拡大を図るなど、有効な事業のあり方を検討する。	○ひきこもり支援サポーター養成及びフォローアップ研修を実施 ○関係会議等において、サポーター派遣について広報し、育成した人材の活用を促進	3-2 (5-2)
	<その他の取組> ○生活困窮者支援の担当職員等を対象とした研修を開催	3-4

(2) 具体的な取組事業

3-1 ひきこもり相談対応者及び支援者研修	担当課室 こころの健康推進室
実施主体	精神保健福祉センター
事業の目的・内容	保健所、市町村、民間支援団体において、ひきこもり者及び家族への相談対応等を行う支援者を対象に、ひきこもり支援の技術向上を図ることを目的として、研修会を実施する。(平成 24 年度事業開始)
現状及び実績 平成 22 年度から平成 25 年度までは、ひきこもり支援の知識・技術の習得を図ることを目的に、地域で相談対応を行っている保健所職員及び市町村職員を対象とした「ひきこもり相談対応者研修」、また、民間団体の支援者を対象とした「ひきこもり支援者研修」を実施した。 平成 26 年度以降は対象者を区分せず、「ひきこもり相談対応者及び支援者研修」として実施している。	

<実施状況>

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
研修名	①ひきこもり相談対応者研修		ひきこもり相談対応者及び 支援者研修			
	②ひきこもり支援者研修					
対象	①保健所	①市町村及び保健所、地域若者サポートステーション、ひきこもり民間団体等	ひきこもり民間団体、 市町村及び保健所、 ひきこもり支援サポーター等			
	②ひきこもり民間団体	②ひきこもり民間団体、市町村及び保健所、ひきこもり支援サポーター等				
受講者数 (人)	①11	①38	79	66	77	43
	②23	②68				

成果・課題

研修は講義、演習を通して、ひきこもりの背景、支援における留意点、関係団体・施設、関係機関の役割や支援方法等について学び、ひきこもり支援について改めて考える機会になっており、ひきこもり支援の技術向上につながっている。

社会におけるひきこもりの理解は以前よりも進んでいるが、ひきこもりの問題は、これまで支援の中心になっていた就労を目指す若年層に加え、親亡き後の経済、生活の問題をより深刻に考えなくてはならない高齢層が増加してきている。

そのため今後は、当事者及び家族の状況やニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、幅広い知識や支援技術を有する相談対応者、支援者を育成することが必要である。

今後の方向性

発達障害や高齢化など、当事者の抱える様々な背景や状況に対応できる知識や技術を身につけられる研修の検討を行い、実施していく。

3-2	ひきこもり支援サポーター養成及びフォローアップ研修	担当課室 こころの健康推進室
実施主体	精神保健福祉センター	
事業の目的・内容	ひきこもり当事者との会話や外出への同行等を通じ、ひきこもり当事者に寄り添うことのできるひきこもり支援サポーターを養成する。養成講座修了者のうち、ハートフレンド活動事業に関心があり、登録を希望する者を「ひきこもり支援サポーター」として登録する。(平成21年度事業開始)	
現状及び実績		
平成20年度、21年度に養成したひきこもり支援サポーターの年齢構成が、派遣を希望する当事者の年齢よりも高く、マッチングが難しいという問題が生じていたため、平成26年度、27年度は、教育、福祉、心理、看護等を学ぶ大学生を対象に、養成研修を実施した。		
また、既登録のサポーター（ハートフレンド）に対しては、体験研修やフォローアップ研修を実施し、スキルの維持と向上を図っている。		
平成29年9月現在、52名がひきこもり支援サポーターとして登録している。		

<実施状況>						
1 ひきこもり支援サポーター養成研修						(人)
年度	H26	H27	H29			
受講者	18	20	24			
ひきこもり支援サポーター登録者	9	5	21			
2 ひきこもり支援サポーターフォローアップ研修						(人)
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
内容	講演	民間支援団体での活動体験	民間支援団体での活動体験	民間支援団体での活動体験	講演	講演・ハートフレンドから活動報告
受講者	6	6	2	5	17	8
成果・課題						
平成 26 年度、27 年度に大学生を中心に養成したことで、以前に養成したサポーターを含めると、サポーターの年齢層に幅ができ、派遣しやすい状況となった。						
今後の方向性						
ハートフレンドのスキルの維持向上のためにも、フォローアップ研修を引き続き実施し、ひきこもりに関連する研修等への参加を呼び掛ける。						
ひきこもり当事者のニーズに応じたサポーターを引き続き養成していく。						

3-3		担当課室			
居場所活動団体職員等資質向上事業		こころの健康推進室			
実施主体	精神保健福祉センター				
事業の目的・内容	ひきこもり居場所活動事業等を実施している民間支援団体の職員の資質向上を図るため、精神保健福祉センター職員が企画、同行し、先進的な活動を実施する支援団体等を視察した。(平成 23 年度事業開始)				
現状及び実績					
平成 23 年度から 26 年度まで実施					
<実施状況> (人)					
年度	H24	H25	H26		
日程	10月9日(火)、10日(水)	6月28日(金)	10月1日(水)	10月28日(火)	
場所	和歌山県	神奈川県	愛知県	静岡県	
参加者	4	3	4	4	
成果・課題					
参加者が、訪問先の支援機関を実際に見学し、職員と意見交換し、学び得たことを、自身の運営する団体の支援に活かす一助となった。					
そこで学び得たことを、ひきこもり支援者研修で報告してもらい、県内の支援団体はじめ、支援者らに広く共有することができた。					

今後の方向性

ひきこもり居場所活動事業を実施している支援団体及び支援者がそれぞれに相談対応力をつけ支援を実施するようになり、平成 26 年度をもって事業終了とした。

現在では、「ひきこもり支援関係団体連絡会議」を、他の団体の活動内容を知り、支援団体同士の連携、行政との連携を行う場とするとともに、「ひきこもり相談対応者及び支援者研修」において、ひきこもり支援の知識・技術の習得、向上を図ることとしており、これらの事業をより一層充実し、広く支援団体に参加を呼び掛ける。

3-4 生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修	担当課室 地域福祉課
-----------------------------	---------------

実施主体	地域福祉課
事業の目的・内容	県内の生活困窮者自立相談支援事業の円滑実施及び相談支援の資質向上を図るため、生活困窮者支援を担当する自治体職員、委託先相談支援員等を対象に研修を実施する。(平成 27 年度事業開始)

現状及び実績

○ 生活困窮者自立支援制度について

平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行された。生活に困窮する人に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことにより、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図る制度であり、実施主体は福祉事務所設置自治体である。

対象となる生活困窮者とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」であり、具体的には生活保護ボーダー層、ホームレス、ひきこもり等。

県では、福祉相談センターに相談支援員等を配置または委託により、生活困窮者からの相談に応じるとともに、生活困窮者の個々の状況に応じた個別支援計画を作成する等、自立に向けた相談支援を実施している。

○ 研修の実施について

本養成研修は、県内の生活困窮者事業従事者を対象に県主催で講演と演習による研修を行い、事業の円滑実施及び従事者の資質向上を図るもの。

主な研修内容は、生活困窮者自立相談支援の基本的な考え方と支援の流れ、事例からみる相談支援、連携体制の構築等。

<平成 29 年度の主な研修内容>

生活困窮者自立相談支援の基本的な考え方と支援の流れ、事例からみる相談支援、連携体制の構築等。 計 3 回開催。

<開催実績>

年度	H27	H28	H29
内容	講演、グループワーク	講演、事例検討・グループワーク	講演、パネルディスカッション、事例検討等
開催回数 (回)	1	1	3
受講者数 (人)	79	47	120 (見込)

成果・課題

受講者から、講義により制度の理念が再認識できた、事例検討により支援方法の状況を聞き今後の支援の参考になった等の評価を受けており、成果を上げている。

今後の方向性

相談者は複合的な課題を抱えており、また事例の複雑化、長期化に伴い、課題解決のため従事者の支援技術の向上が求められている。県内の生活困窮者自立相談支援事業の円滑実施及び相談支援の資質向上を図るため、講義や事例検討による研修を継続して実施する。

4 就業支援

(1) 「就業支援」について、平成 24 年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① 就労支援を行っている地域若者サポートステーションの活動への連携協力を行う。	○個別のケースに対する支援や、ヤング・ジョブ・あいち等を通じて、地域若者サポートステーションとの相互理解を深め、連携協力を実施	4-1 4-2
② ヤング・ジョブ・あいちでは、地域若者サポートステーション等との連携を密にして、ひきこもり状態から自立のため就職をめざすこととなった若者の支援を実施していく。		
③ ひきこもりの特徴を踏まえた雇用や職場づくりを事業所の協力を得ながら、支援者とともに進めていく。		
	<その他の取組> ○精神科通院患者を対象として、事業所における社会適応訓練を実施	4-3

(2) 具体的な取組事業

4-1 ヤング・ジョブ・あいちにおける就業支援		担当課室 就業促進課			
実施主体	あいち若者職業支援センター（県） 愛知新卒応援ハローワーク、愛知わかものハローワーク（国）				
事業の目的・内容	県と国が共同で運営する就職支援機関である「ヤング・ジョブ・あいち」において、学生を含む若年求職者を対象に、就職相談から職業紹介までをワンストップで実施する。（平成 16 年度事業開始）				
現状及び実績					
県：「あいち若者職業支援センター」 <ul style="list-style-type: none"> ・心理専門家及びキャリアコンサルタントによる若者・家族に対する就職相談 ・就職に必要な基礎的能力の習得を目指すセミナーを開催 国：「愛知新卒応援ハローワーク」 <ul style="list-style-type: none"> ・学生及び卒業後 3 年以内の若年求職者を対象とした職業相談、職業紹介等 「愛知わかものハローワーク」 <ul style="list-style-type: none"> ・45 歳未満の若年求職者を対象とした職業相談、職業紹介等（愛知新卒応援ハローワークでの対象者を除く） 					
「ヤング・ジョブ・あいち」利用実績 (人)					
年度	H24	H25	H26	H27	H28
利用人数	80,312	86,790	80,580	71,828	70,909

成果・課題

雇用情勢の改善に伴い利用者数は減少傾向にあるものの、一方で、なかなか就職できない若年求職者もいることから、こうした方へのきめ細やかな支援の必要性が高まっている。

今後の方向性

地域若者サポートステーション等との連携をより密にしていくことで、ひきこもり状態から脱却し、自立に向けて就職を目指すこととなった若者の支援を実施していく。

4-2 若年就労支援事業・若年者キャリア形成相談事業	担当課室 就業促進課				
実施主体	就業促進課				
事業の目的・内容	若者の生活圏にできるだけ近い場所で就職に関する悩み事を相談できる環境を整備するため、市町の協力により県が設置する若年就職相談窓口、県がアドバイザー（キャリアコンサルタント等の有資格者）を派遣し、45歳未満の若年者の就職相談等に対応する。（平成22年度事業開始）				
現状及び実績					
平成29年度現在、県内9市町と連携して若年者向けの就職相談窓口を設置している。 <利用実績>					
年度 (実施市町数)	H24 (14)	H25 (13)	H26 (13)	H27 (13)	H28 (13)
実施回数 (回)	87	61	57	48	54
利用者数 (人)	188	121	102	92	95
成果・課題					
雇用情勢の改善に伴い利用者数は減少傾向にあるものの、若者の就職に関する悩みは様々であり、それぞれの実情に応じた支援が必要となる。若者の就職相談窓口である「ヤング・ジョブ・あいち」は名古屋市内にあるため、引き続き県内各地域に相談窓口を設置し、名古屋市外に在住する相談者の利便性を図ることが必要である。					
今後の方向性					
県内市町との連携により継続して就職相談窓口を設置し、ニート・フリーター等の若者の就職支援を引き続き行っていく。					

4-3 通院患者リハビリテーション事業	担当課室 こころの健康推進室
実施主体	こころの健康推進室
事業の目的・内容	精神科に通院中の方を対象に、職業生活に必要な基本的能力（集中力、対人関係能力、持久力、環境適応能力等）の向上を図り、再発防止と社会復帰促進を図ることを目的とした訓練を、事業所において一定期間実施する。（昭和57年度事業開始）

現状及び実績

平成 16 年度から、ひきこもり状態にある方を対象に加えて実施している。

事業実績

(人)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
全利用者数	13	12	6	6	6
(うち、ひきこもり者)	(2)	(0)	(1)	(1)	(1)

成果・課題

精神科通院中の方やひきこもり状態にある方の社会復帰の訓練の場として、一定の役割を担っているとともに、対象者に対する事業者の理解が深まる機会ともなっている。

今後の方向性

今後も本事業を継続して実施する。

5 自立活動支援

(1) 「自立活動支援」について、平成24年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① フリースペースや居場所を増やす。家族支援の充実、民間団体支援者との連携の中で、居場所創設に向け、側面的支援を行う。	○本人グループ活動を実施 ○個別支援等の中で民間支援団体との連携を深め、居場所創設に向けた側面的支援を実施	5-1
② 不登校、ひきこもり経験のある若者でひきこもり支援を希望する者は、支援者（ピアサポーター、ジョブコーチ、講演、居場所スタッフ等）として参画できるよう取り組む。	○ひきこもり経験者が支援者として参画できる場として、ひきこもりピアサポート事業を実施	(1-3)
	<p><その他の取組></p> ○本人等の話し相手となったり外出に同行する、ひきこもり支援サポーター「ハートフレンド」活動を実施 ○民間支援団体が実施する、生活困窮者を対象とした相談・居場所事業等を補助 ○中学校卒業後の進路未定者や高校中退者等を対象に、学習支援や相談・助言を実施	5-2 5-3 5-4

(2) 具体的な取組事業

5-1 ひきこもり本人グループ	担当課室 こころの健康推進室
実施主体	精神保健福祉センター
事業の目的・内容	対人関係の問題があり言語表現が苦手なひきこもり者を対象に、活動を通して対人交流を図るため、ひきこもり者本人のためのグループ活動を実施する。(平成10年度事業開始)
現状及び実績	<p>平成10年10月から、当事者グループ「アクティビティグループ」を実施、平成14年9月から、発達障害を抱える当事者グループ「創作グループ」を実施してきた。</p> <p>平成21年度からは両グループを統合した「東大しきぼうクラブ」を月2回、年24回実施している。月2回の活動のうち1回はあらかじめ参加者と話し合っ予定を決めて行う活動（料理、近隣への外出など）をしており、他1回は活動日当日に、参加者の希望の活動（ボードゲーム、TVゲーム、トランプ、ウノなど）を実施している。</p>

<実施状況>					(人)
年度	H24	H25	H26	H27	H28
延参加人数	104	77	127	163	97

成果・課題

参加者の計画性と自主性を尊重した活動を行い、ひきこもりに関連した問題を抱える当事者が交流する場となっている。

コミュニケーションに苦手さを抱える参加者は、参加者同士で自らコミュニケーションを取ることが稀だが、ひたむきに活動に取り組み、毎回思いを語って会を終えており、その回ごとの活動は意義を持って行われている。

ひきこもり相談は、家族が相談に来ることが多いことから、当事者をセンターの個別面接やこの活動に誘い、つながることで社会復帰の最初の場となっている。

地域に様々な居場所や活動できる場が増えてきていることから、平成 28 年度は参加者が減少しているが、長期にわたる参加者もいるため、引き続き、地域の社会資源につなげる等の取組を行う必要性もある。

今後の方向性

ひきこもり当事者を家庭から社会へと誘う場となっており、地域の社会資源につながるまでの通過地点として、今後も継続する。

5-2 ひきこもり支援サポーター「ハートフレンド」活動事業		担当課室 こころの健康推進室				
実施主体	精神保健福祉センター					
事業の目的・内容	孤立しがちなひきこもり当事者やその家族に対し、身近な相談相手として家庭訪問による会話や、外出の同行等を行うひきこもり支援サポーターを「ハートフレンド」として委嘱し、ひきこもり者に派遣する。(平成 21 年度事業開始)					
現状及び実績						
平成 20、21 年度及び 26、27、29 年度に養成した「ひきこもり支援サポーター」の修了者の中で適任であると思われる者を「ハートフレンド」として委嘱し派遣している。						
(活動内容)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭、居場所等への訪問活動による本人及び家族との会話や相談対応等 ・ 本人の外出の同行 ・ その他、本人及び家族との交流 						
<活動実績等>						
年度	H24	H25	H26	H27	H28	
ハートフレンド 派遣人数 (人)	8	7	6	5	5	
支援実人数	個人 (人)	6	5	3	4	5
等	団体 (団体)	3	3	1	2	1
支援延回数 (個人、団体) (回)		73	77	51	41	46

成果・課題

ハートフレンドとの活動を通じて、日頃感じた何気ない気持ちなどをわかちあったり、またひきこもり者がハートフレンドと何を楽しもうかと思案したりすることで、生活に広がりを持つことができている当事者がいる。

また、利用者の中で就労した人もいるなど、当事者が新たな一歩を踏み出そうとする時、ハートフレンドの存在が支援担当者とは異なる形で、心の支えになっていたと思われる。

ひきこもり支援サポーターの登録者数に対し、ハートフレンドの派遣人数が少ないことから、引き続き、保健所はじめ地域の支援機関等に事業の周知を行う必要がある。

今後の方向性

今後も事業を継続することとし、関係機関においても利用できる事業のため、保健所をはじめ地域の支援機関等にも周知する。

5-3 NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業	担当課室 地域福祉課
実施主体	地域福祉課（民間支援団体に補助）
事業の目的・内容	ホームレスを始めとした生活困窮者に対して、巡回相談、宿所の提供、生活指導等を特定非営利活動法人等民間支援団体と連携し、地域の実情に応じて一体的に支援を行うことにより、地域社会で自立し、安定した生活が営めるよう支援する。（平成23年度事業開始）
現状及び実績	
以下の事業を、県が補助することにより実施した。	
①社会福祉法人愛恵協会	
・主に宿所提供施設「愛恵園」を拠点として、三河地域中心に「居場所事業」「相談支援」を実施した。	
②NPO法人いきいきライフサポート・あいち	
・「名古屋市中村区」及び「一宮市」で「就労支援」「相談支援」を実施した。	
③NPO法人なでしこの会	
・主に「名古屋市中村区」「一宮市」「阿久比町」で「居場所事業」「ひきこもりの相談支援」を実施した。	
④一般社団法人愛知県社会福祉士会	
・主に「春日井市」「小牧市」を中心に「相談支援」活動を実施した。	
⑤NPO法人ささしま共生会	
・主に「名古屋市中区」で「居場所」「相談事業」「炊き出し」等の支援活動を実施した。	
⑥公益社団法人愛知共同住宅協会	
・主に「名古屋市中区」「豊田市」を拠点とし、大家による孤立防止のための見守り支援活動を実施した。	
成果・課題	
平成27年1月の全国調査の時点では、県内のホームレスは367人で、平成25年1月の全国調査（439人）と比べて72人の減少となった。	
今後の方向性	
平成27年度から、生活困窮者自立支援制度の枠組みで一部事業を継続して実施している。	

<p>5-4 若者・外国人未来応援事業「若者・外国人未来塾」</p>	<p>担当課室 教育委員会生涯学習課</p>																		
<p>実施主体</p>	<p>教育委員会生涯学習課（民間支援団体に委託）</p>																		
<p>事業の目的・内容</p>	<p>県内3か所において、中学校卒業後の進路未定者や高校中退者等に対する「学習支援」、「相談・助言」、「日本語学習支援（生涯学習推進センターのみ）」を実施し、困難を抱えた子ども・若者や外国人の社会的自立を目指す。（平成29年度事業開始）</p>																		
<p>現状及び実績</p>																			
<p>「学習支援」は、高卒認定試験合格を目指した学習支援であり、「相談・助言」では、学習に関わる相談を中心として、様々な悩みについての相談を受ける。また、「日本語学習支援」は、日本語能力が学習を進める上での障害となっている外国人を対象として実施している。</p>																			
<p>< 実施回数及び参加者数 > (実施回数：登録人数)</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援内容</th> <th>県生涯学習推進センター</th> <th>豊田市青少年センター</th> <th>豊橋市青少年センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援</td> <td>週1回：19</td> <td>週2回：7</td> <td>週2回：5</td> </tr> <tr> <td>相談・助言</td> <td>週1回：21</td> <td>月1回：6</td> <td>週2回：4</td> </tr> <tr> <td>日本語学習支援</td> <td>週1回：12</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	県生涯学習推進センター	豊田市青少年センター	豊橋市青少年センター	学習支援	週1回：19	週2回：7	週2回：5	相談・助言	週1回：21	月1回：6	週2回：4	日本語学習支援	週1回：12					
支援内容	県生涯学習推進センター	豊田市青少年センター	豊橋市青少年センター																
学習支援	週1回：19	週2回：7	週2回：5																
相談・助言	週1回：21	月1回：6	週2回：4																
日本語学習支援	週1回：12																		
<p>(平成29年10月末現在)</p>																			
<p>成果・課題</p>																			
<p>実施初年度である本年度は、国の採択の遅れもあり事業の開始は7月からであった。高卒認定試験は、年間2回（8月・11月）行われているが、本年度の支援期間は十分であるとは言えなかった。</p>																			
<p>また、第2回の高卒認定試験会場で行ったアンケートでは、こうした無料の学習支援の場が身近にあれば「迷わず利用した」「たぶん利用した」と回答した受験者（回収率22.5%）が、合わせて73.4%にも上り、非常にニーズの高い事業であることが分かる一方で、実施か所数の問題や、対象者に対する事業周知の点で課題を残している。</p>																			
<p>今後の方向性</p>																			
<p>参加者のニーズに合った実施時間帯の工夫や実施か所数の拡大など、一層の支援体制の整備について検討する。</p>																			

6 学校教育における支援

(1)「学校教育における支援」について、平成24年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① スクールカウンセラーによる相談を継続し、不登校児童生徒への対応を行うとともに、教職員の不登校への対応力を高める。	○県立高等学校及び公立小中学校において、スクールカウンセラーによる相談を実施	6-1 6-2
② 不登校等児童生徒の心の問題は、本人だけでなく保護者や家庭環境など様々な要因が関わっているため、そうした背景に目を向け、状況を把握し、各種の社会資源の紹介や関係機関との連携を図りながら対応していく。	○県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置 ○公立小中学校へのスクールソーシャルワーカー導入促進のため、市町村への補助を実施	6-3 6-4
③ 家庭教育コーディネーターやホームフレンドの活動を通し、不登校児童生徒への相談活動を行う。中学校卒業に伴い相談が終了する事例については、地域のひきこもり支援関係団体へのつなぎも踏まえた助言をする。そのために、日ごろから地域関係者と学校との顔の見える関係を構築していく。	○家庭教育相談員（家庭教育コーディネーター）や、家庭教育支援員（ホームフレンド）による不登校児童生徒への相談活動を実施 ○地域での支援継続のため、中学校卒業生に向けたひきこもり相談チラシを作成、配布	6-5 6-6 6-8
	<その他の取組> ○いじめ等に悩む児童生徒や保護者を対象とした、電話相談を実施	6-7

(2) 具体的な取組事業

6-1 スクールカウンセラー設置事業（県立高等学校）		担当課室 教育委員会高等学校教育課																																														
実施主体	教育委員会高等学校教育課																																															
事業の目的・内容	いじめ・学校不適應等における生徒の問題行動を解決するため、県立高等学校にスクールカウンセラーを置く。（平成8年度事業開始）																																															
現状及び実績																																																
<p>相談件数の合計は、5年間で約1.5倍に増加しており、各学校における相談活動の充実に役立っている。不登校に関する相談件数も同様に増加し、相談件数全体に占める割合も20%前後の一定の割合で推移している。</p> <p style="text-align: center;">＜相談実績＞ (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①学校不適應 (全件数に占める割合)</th> <th>②いじめ</th> <th>③友人</th> <th>④家庭</th> <th>その他(発達、①～③以外の学校内)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>1,503 (19.5%)</td> <td>68</td> <td>1,023</td> <td>1,288</td> <td>3,825</td> <td>7,707</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>1,558 (19.7%)</td> <td>82</td> <td>1,014</td> <td>1,355</td> <td>3,902</td> <td>7,911</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>1,539 (18.7%)</td> <td>59</td> <td>1,039</td> <td>1,314</td> <td>4,263</td> <td>8,214</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>2,538 (21.8%)</td> <td>55</td> <td>1,475</td> <td>2,023</td> <td>5,520</td> <td>11,611</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>2,486 (20.9%)</td> <td>38</td> <td>1,570</td> <td>2,294</td> <td>5,505</td> <td>11,893</td> </tr> </tbody> </table>							年度	①学校不適應 (全件数に占める割合)	②いじめ	③友人	④家庭	その他(発達、①～③以外の学校内)	合計	H24	1,503 (19.5%)	68	1,023	1,288	3,825	7,707	H25	1,558 (19.7%)	82	1,014	1,355	3,902	7,911	H26	1,539 (18.7%)	59	1,039	1,314	4,263	8,214	H27	2,538 (21.8%)	55	1,475	2,023	5,520	11,611	H28	2,486 (20.9%)	38	1,570	2,294	5,505	11,893
年度	①学校不適應 (全件数に占める割合)	②いじめ	③友人	④家庭	その他(発達、①～③以外の学校内)	合計																																										
H24	1,503 (19.5%)	68	1,023	1,288	3,825	7,707																																										
H25	1,558 (19.7%)	82	1,014	1,355	3,902	7,911																																										
H26	1,539 (18.7%)	59	1,039	1,314	4,263	8,214																																										
H27	2,538 (21.8%)	55	1,475	2,023	5,520	11,611																																										
H28	2,486 (20.9%)	38	1,570	2,294	5,505	11,893																																										
成果・課題																																																
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度にスクールカウンセラーの配置校数を拡充（86校から174校）、平成29年度には全県立高校181校（課程別）に配置した。その後も相談件数は増加しており、各学校における相談活動の充実に寄与していると考えている。 平成28年度の高等学校におけるスクールカウンセラー設置校の不登校生徒数は1,474人おり、そのうちスクールカウンセラーに相談した生徒及び保護者は430人で、カウンセリングを受けて342人（79.5%）の生徒について、状況が改善している。特に欠席がちな生徒や欠席が目立ち始めた段階の生徒とのカウンセリングは学校復帰につなげやすい。また、不登校生徒の保護者と面談することにより、生徒自身に変化が見られる事例もある。スクールカウンセラーによるカウンセリングは、特に比較的軽度な不登校状態の生徒について、学校復帰等状況の改善に効果があった。 																																																
今後の方向性																																																
平成29年度から全県立高校にスクールカウンセラーを配置したが、相談回数は毎年増加している。生徒1人当たりの相談時間数を確保するために事業の充実に図りたい。																																																

6-2 スクールカウンセラー設置事業（公立小中学校）		担当課室 教育委員会義務教育課				
実施主体	教育委員会義務教育課					
事業の目的・内容	いじめや不登校等の児童生徒の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的知識・経験を有する「スクールカウンセラー」					

を配置する。

また、緊急の支援を要する事案への対応やスクールカウンセラーの質的向上のため適切な指導を行うスーパーバイザーを総合教育センターに配置する。(平成24年度事業開始)

現状及び実績

○ 配置校 (平成29年度)

<中学校> 306校 (全校配置) うち小中連携型配置 35校

- ・ 配置校の生徒、保護者へのカウンセリング、教職員への報告・助言

<小学校> 拠点校 177校

- ・ 拠点校及び巡回対象校の児童、保護者へのカウンセリング、教職員への報告・助言

○ 勤務時間数

週6時間年35週を原則とする。

※ 小中連携型配置校は、配置中学校に小学校1校あたり52時間を加算

<平成28年度 相談件数>

○中学校 (件)

生徒	保護者	生徒保護者	教員	合計
15,366	12,020	2,219	32,433	62,038
24.76%	19.37%	3.57%	52.27%	100%

○小学校 (件)

児童	保護者	児童保護者	教員	合計
6,991	11,125	1,123	18,485	37,724
18.53%	29.49%	2.97%	49.00%	100%

<平成28年度 相談内容別件数>

○中学校 (件)

不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
27,417	411	5,790	6,188	9,374	674	12,184	62,038
44.19%	0.66%	9.33%	9.97%	15.11%	1.09%	19.64%	100%

○小学校 (件)

不登校	いじめ	友人関係	家庭の問題	心身の発達	非行・怠学	その他	合計
5,965	198	3,395	5,006	15,130	324	7,706	37,724
15.81%	0.52%	8.99%	13.27%	40.10%	0.85%	20.42%	100%

成果・課題

<平成 28 年度における「よい方向に変化した」人数と割合>

	相談した不登校児童生徒数	(再掲) よい方向に変化した児童生徒数				
		完全に復帰	欠席数減少	別室登校	その他	合計
中学校	1,589	44	290	296	178	808
	30.0%	2.8%	18.3%	18.6%	11.2%	50.8%
小学校	387	15	85	42	52	195
	30.6%	3.9%	22.0%	10.9%	13.4%	50.4%

※ 相談した不登校児童生徒数の割合は、不登校児童生徒数に対する割合

※ 他の割合は、「相談した不登校児童生徒数」に対する割合

- ・ スクールカウンセラーが関わることで、「教員のカウンセリングマインドを高めることができた」「スクールカウンセラーのアドバイスで早期に対応できた」「学校体制で相談活動ができるようになった」といった成果が報告されている。
- ・ 不登校児童生徒の欠席数が減少したり、別室登校ができるようになったりしている。小学校においては、「完全に復帰」の割合が年々増加している。

今後の方向性

- ・ 高度な専門性を持つスクールカウンセラーを校内のスタッフの一人として位置付ける校内相談体制づくりがより一層進むよう、スクールカウンセラーと連携して対応した成果をまとめ、各学校に報告する。
- ・ 県内を6つの地区に分け、スクールカウンセラーと配置校の担当者、市町村教育委員会の担当者が集まる連絡協議会を継続実施するとともに、事例検討や講話等、会の持ち方について、より実効性のあるものにする。

6-3 スクールソーシャルワーカー設置事業	担当課室 教育委員会高等学校教育課												
実施主体	教育委員会高等学校教育課												
事業の目的・内容	心の問題とともに家庭環境など複雑な背景を抱える生徒に対し、生徒が置かれた環境にはたらきかけ、生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行うため、県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを置く。(平成 27 年度事業開始)												
現状及び実績													
平成 28 年度中にスクールソーシャルワーカーが介入することにより、状況が好転した生徒数は、182 名中 81 名 (44.5%) であった。													
スクールソーシャルワーカー相談実績 (件)													
年度	不登校	いじめ	暴力行為	児童虐待	友人関係	非行・不良行為	家庭環境	教職員等との関係	心身の健康・保健	発達障害	貧困	その他	合計
H27	14	0	2	5	7	3	43	1	12	3	-	17	107
H28	36	0	1	37	5	5	121	3	35	16	36	24	319
※ 平成 27 年度の配置人数は 2 名、平成 28 年度は 6 名である。平成 27 年度の調査相談項目には「貧困」の項目はない。													

成果・課題

- ・ スクールソーシャルワーカーが継続的に支援することで、本人が学校を続けることができているなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている。
- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上が課題である。

今後の方向性

平成 27 年度に定時制、通信制課程を対象にスクールソーシャルワーカーを 2 名配置することから本事業は始まったが、支援要請の増加が見込まれることから平成 28 年度からは対象を全課程に拡大、スクールソーシャルワーカーを 6 名に増員した。家庭環境の問題などで支援が必要な生徒が増加しており、本事業の拡大を図りたい。

6-4

スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金

担当課室

教育委員会義務教育課

実施主体

教育委員会義務教育課

事業の目的・
内容

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを設置する市町村に対し、事業に要する経費の一部を補助し、その効果を広く周知し、各市町村への導入促進を図る。(平成 28 年度事業開始)

現状及び実績

- 補助金を使ってスクールソーシャルワーカーを設置している市町 (平成 29 年度)
- | | | | |
|--------------|--------------|-----------------|--------------|
| ・ 瀬戸市 (3 名) | ・ 春日井市 (5 名) | ・ 小牧市 (1 名) | ・ 尾張旭市 (3 名) |
| ・ 豊明市 (1 名) | ・ 日進市 (2 名) | ・ 東郷町 (2 名) | ・ 長久手市 (1 名) |
| ・ 江南市 (2 名) | ・ 扶桑町 (1 名) | ・ 半田市 (2 名) | ・ 常滑市 (1 名) |
| ・ 南知多町 (1 名) | ・ みよし市 (2 名) | 合計 14 市町 (27 名) | |

※ 27 名のうち、社会福祉士の資格を有するものは 12 名

< 支援内容別活動件数 (平成 28 年度) > ※複数回答 (件)

	問題解決	好転しているが 継続支援中	継続支援中	その他	合計
①不登校	25	49	155	15	244
②いじめ	2	9	5	4	20
③暴力行為	3	2	8	1	14
④児童虐待	8	9	30	5	52
⑤友人関係(②を除く)	7	12	17	4	40
⑥非行・不良行為(③を除く)	1	2	10	0	13
⑦家庭環境(④、⑪を除く)	9	39	124	13	185
⑧教職員等との関係	7	16	17	1	41
⑨心身の健康・保健	5	19	38	2	64
⑩発達障害	4	21	47	7	79
⑪貧困(⑦を除く)	6	6	47	1	60
⑫その他	3	4	26	2	35
合計	80	188	524	55	847

<スクールソーシャルワーカーの訪問活動回数（平成28年度）> ※延べ回数

①派遣校等	943
②家庭	229
③教育支援センター（適応指導教室）	173
④教育委員会（所管機関を含む）	172
⑤その他関係機関	118
計	1,635

<スクールソーシャルワーカーが連携した関係機関等の内訳（平成28年度）> ※複数選択

①児童家庭福祉の関係機関	299
②保健・医療の関係機関	40
③警察等の関係機関	22
④司法・矯正・更生保護の関係機関	6
⑤教育支援センター等の学校外の教育機関	82
⑥その他の専門機関	17
⑦地域の人材や団体等	19
計	485

成果・課題

- ・ 延べ847件の事案にスクールソーシャルワーカーが対応し、268件、31.6%が解決、もしくは好転した。
- ・ 教育委員会の研修では、「教職員とSSWとの連携がより図られるようになった」、関係機関との連携では、「関係諸機関との連携がスムーズに進んだ」、児童・生徒・保護者対応では、「SSWが保護者と学校との調整役として間に入り、事案の解決や関係機関につなげることができた」といった成果が報告された。

今後の方向性

- ・ 国の動向に注視するとともに、県内各市町村に対し、スクールソーシャルワーカーの設置に向け、積極的に取り組むよう、依頼していく。

6-5 家庭教育相談員（家庭教育コーディネーター）設置事業		担当課室 教育委員会生涯学習課
実施主体	教育委員会生涯学習課・教育事務所	
事業の目的・内容	いじめや不登校等の家庭教育上の悩みを持つ児童生徒や保護者を対象に、訪問・電話等により小中学校の教員経験者が家庭教育相談員（家庭教育コーディネーター）として、相談活動を実施する。（昭和59年度事業開始）	
現状及び実績		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5教育事務所における家庭教育コーディネーターの家庭訪問等の相談内容は、不登校に係わるものが多くを占めている。 ・ 相談対象者は、中学生の割合が約68%と高い。 		

家庭教育コーディネーターの相談活動状況

年度	相談実人数（人）				相談内容（人）				相談回数
	小学生	中学生	その他	合計	不登校	発達障害	いじめ	その他	
H24	56	110	1	167	155	8	1	3	3,855 回
H25	42	89	0	131	129	1	0	1	3,311 回
H26	29	98	1	128	127	0	0	1	4,221 回
H27	31	82	0	113	112	0	0	1	4,483 回
H28	37	80	0	117	115	1	0	1	4,255 回

成果・課題

<平成24～28年度の相談活動における改善状況>

年度	H24	H25	H26	H27	H28
相談実人数（人）	167	131	128	113	117
相談により状況の好転した児童生徒数（人）	127	104	108	89	101
好転比率	76%	79%	84%	79%	86%

相談活動により状況が好転*した児童生徒の割合（好転比率）は、毎年約80%と高く、成果が見られる。（※：①登校を再開 ②適応指導教室への通学を開始 ③外出が可能、登校意欲が在り、気持ちが前向きになる ④対話が可能となる）

不登校の原因は様々で、本人の問題だけでなく学校生活下での問題や家庭生活（環境）での問題もあり、学校や専門機関との連携だけでなく、福祉的な支援や医療的なケアも必要になってくる場合がある。また、小中学生を対象としているため、卒業後の様子が把握しにくく、相談や支援が途切れてしまうケースがある。義務教育卒業後も、支援の継続ができるようなネットワークをどのように構築していくかが課題である。

今後の方向性

学校や保護者からの新規の相談の要望だけでなく、月に数回の定期的な訪問希望がある中、家庭教育コーディネーター一人が抱えている相談件数は多く、十分に応えられない状況にあるため、地区の状況やニーズに応じた家庭教育コーディネーターの配置の方法等を検討する。

6-6 家庭教育支援員（ホームフレンド）活動事業	担当課室 教育委員会生涯学習課
実施主体	教育委員会生涯学習課・教育事務所
事業の目的・内容	将来、教育・福祉分野への就職を目指す大学生による不登校児童生徒対象の相談活動を、家庭教育コーディネーターの助言のもとで実施する。（平成9年度事業開始）
現状及び実績	平成28年度は、ホームフレンドの6名増員に伴い、家庭訪問等の活動実数は前年度より183回増加している。また、中学生への関わりを持つ割合は、毎年60%以上を占める。

ホームフレンドは、当該児童生徒の話し相手や遊び相手となり、当該児童生徒の気持ちに寄り添った信頼関係がつけられるよう、誠意を持って接している。また、家庭教育コーディネーターと話し合ったり、研修会において仲間と悩みや不安を出し合い、様々な特性のある児童生徒に対しての関わり方について情報交換や協議をしたりするなど、ホームフレンドとしての在り様を前向きに学びながら、当該児童生徒との関係づくりに努めている。

平成24～28年度の相談活動における状況

年 度	訪問 人数	相談人数のうち中学 生の数（比率）	訪問延べ 回数	相談内容	ホーム フレンド数
H24	37人	23人（62%）	402回	不登校 37人	16人
H25	51人	33人（65%）	547回	不登校 50人 情緒 1人	16人
H26	54人	37人（69%）	520回	不登校 54人	16人
H27	45人	30人（67%）	479回	不登校 45人	16人
H28	57人	34人（60%）	662回	不登校 57人	22人

成果・課題

<ホームフレンド活動による改善状況>

年 度	相 談 実人数	好転者数		相談人数における 好転者の比率
		登校復帰人数	顕著な行動改善人数	
H24	37人	14人	19人	81%
H25	51人	20人	26人	88%
H26	54人	22人	26人	89%
H27	45人	22人	16人	84%
H28	57人	17人	36人	93%

ホームフレンドが関わりを持った児童生徒の好転比率は、平成24年度以降は毎年80%以上とかなり高く、成果を上げている。好転者でない者の中においても、得意なことや好きなことを通して、ホームフレンドには自分を表現できるようになるなど、改善の兆しが見られる例もある。

今後の方向性

学校や保護者からホームフレンド派遣の要望があっても、ホームフレンドの活動時間には制約がある。相談対象となる児童生徒の特性や要望に合わせたホームフレンドを派遣するためにも、地区にある大学へ積極的な働きかけをし、より多くのホームフレンドを配置できるよう検討する。

6-7 子どもSOS ほっとライン24	担当課室 教育委員会義務教育課
実施主体	教育委員会義務教育課
事業の目的・ 内容	いじめ問題に悩む子どもや保護者がいつでも相談ができるよう、「こころの電話」の相談体制を拡充し、365日、24時間の対応を行う。（平成19年度事業開始）

現状及び実績

平成27年2月に、川崎市において中学生が被害者となる痛ましい事件が発生したことを受け、いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止めることができるよう、名称を「いじめほっとライン24」から「子どもSOS ほっとライン24」とし、一層の体制整備を進めていくこととした。

毎日、午前10時から午後10時までの間は、「こころの電話」(愛知県教育・スポーツ振興財団が実施)にて、研修を受けたボランティアの相談員が、夜間(午後10時から翌日午前10時まで)は、臨床心理士が電話相談に応じている。

<平成28年度相談状況> (件)

相談種別	全相談件数 (うち、いじめに関するもの)
こころの電話	10,487 (31)
夜間電話相談	540 (220)

成果・課題

自死に関する相談があった場合、相談員はできる限り多くの情報を聞くように努めている。また、その情報をすぐに担当者に報告する体制を整えているため、早期対応ができています。

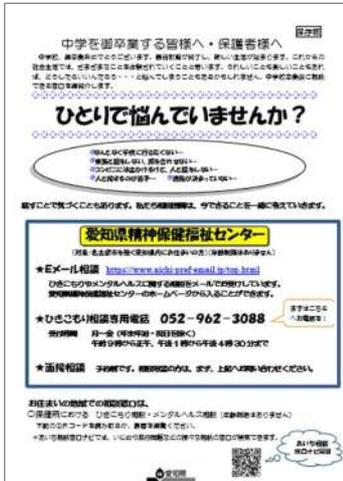
いじめ等の被害に遭っている児童生徒はもちろんのこと、その保護者も含めて、電話相談員から対応策等の助言をすることにより、心の安定を図ることができている。

いじめ等の被害に遭っている児童生徒やその保護者が、教育委員会及び学校の対応を希望する場合は、当該機関に連絡を取り、迅速で適切な対応ができています。

今後の方向性

国の動向を注視しつつ、子どもSOS ほっとライン24を継続していく。

重篤かつ深刻化する恐れのある事案に対する電話対応のあり方等、研修及び情報共有を行う「電話相談員研修会」を継続する。

<p>6-8 ひきこもりチラシ作成</p>	<p>担当課室 こころの健康推進室</p>
<p>実施主体</p>	<p>こころの健康推進室</p>
<p>事業の目的・内容</p>	<p>中学校卒業予定者及びその保護者を対象に、学齢期を過ぎたひきこもり者を地域で継続して支援できるよう、途切れることなく地域での相談につながることを目的とし、地域の相談窓口を周知するためのチラシを作成・配布する。(平成26年度事業開始)</p>
<p>現状及び実績</p> <p>中学校卒業予定者及びその保護者を対象に、精神保健福祉センター及び保健所におけるひきこもり相談窓口を周知するためのチラシを作成した。</p> <p>平成26年度から、教育委員会生涯学習課との連携により、各教育事務所に配置されている家庭教育コーディネーターを通じて、地域での支援が必要と思われる中学校卒業予定者や保護者へチラシを配布している。</p>	

成果・課題

家庭教育コーディネーターを対象とした研修会において、チラシについて説明し、協力を依頼することで、ひきこもり相談窓口の存在や活動内容に対して、コーディネーターの方々の理解を促進することができている。

家庭教育コーディネーターだけでなく、不登校生徒と接する機会のあるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等にも協力を得るなどして、ひきこもり支援窓口の周知を強化していくことが求められる。

今後の方向性

支援を必要とする学齢期後のひきこもり者やその家族が、地域のひきこもり支援につながることもできるよう、今後も教育委員会と連携を図り、窓口を周知する。

7 関係機関・支援団体との連携

(1)「関係機関・支援団体との連携」について、平成24年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① ひきこもり支援関係団体連絡会議を今後も継続実施し、民間団体と行政機関との連携を進めていく。	○ひきこもり支援関係団体連絡会議を実施 ○地域継続支援ネットワーク会議を実施	7-1 7-2
② 地域継続支援ネットワーク会議では、学校教育と地域関係者との連携を目的とし今後も継続実施する。実際に事例への支援を共有したり、地域課題の共通認識を図る等、関係機関相互のネットワークを構築していく。また、子ども・若者支援地域協議会との連携を図る。	○若者未来応援協議会を実施 ○家庭教育支援ネットワーク会議を実施	7-3 7-4
③ 相談窓口においては、本人・家族の状態像と支援ニーズを的確に把握し、支援の進行状況を確認し、必要に応じ修正をしていく。相談にあたって、その相談窓口だけでは支援ニーズに対応できないととらえた場合、必要な他の相談窓口担当者と連携を図り、ネットワークで支援を行っていくことが必要となる。日常の支援活動において、関係機関が相互理解のうえ、緊密なネットワークを形成していくことを目指す。		
④ 市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進していく。設置促進にあたっては、重点地域を設けたり、先行地域のノウハウを普及させる等の方策を取り入れていく。また、ネットワークが円滑に機能するよう、相談支援に携わる職員への研修を実施する等の支援を行う。	○子ども・若者支援地域協議会の設置促進のため、研修会において既設置市の取組紹介等を実施	7-5
	<その他の取組> ○ひきこもり支援推進会議を実施	7-6

(2) 具体的な取組事業

7-1 ひきこもり支援関係団体連絡会議	担当課室 こころの健康推進室																							
実施主体	精神保健福祉センター																							
事業の目的・内容	ひきこもり支援を行う民間支援団体と行政機関との協働のあり方を検討し、ひきこもり支援のネットワークの構築を図ることを目的として、ひきこもりに悩む本人やその家族への支援活動を行っている民間支援団体と行政機関との会議を開催する。(平成19年度事業開始)																							
<p>現状及び実績</p> <p>平成19年度から名古屋市精神保健福祉センターとの共催で開催してきた。</p> <p>平成28年度からは、愛知県としての取組みが効果的になされるよう、愛知県単独で開催している。</p> <p>教育、福祉、労働等のひきこもり支援を実施する行政機関と、本県のひきこもり支援団体ガイドマップ「あだーじょ」に掲載されている名古屋市以外の県内の民間支援団体及び名古屋ひきこもり支援ガイドマップに掲載されている名古屋市内の民間支援団体が参画している。</p> <p><実施状況> (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">参加者数</th> </tr> <tr> <th>第1回</th> <th>第2回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24</td> <td>43</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>54</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>66</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>77</td> <td style="text-align: left;">/</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>55</td> <td style="text-align: left;">/</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>53</td> <td style="text-align: left;">/</td> </tr> </tbody> </table>		年度	参加者数		第1回	第2回	H24	43	31	H25	54	60	H26	66	70	H27	77	/	H28	55	/	H29	53	/
年度	参加者数																							
	第1回	第2回																						
H24	43	31																						
H25	54	60																						
H26	66	70																						
H27	77	/																						
H28	55	/																						
H29	53	/																						
<p>成果・課題</p> <p>民間支援団体が行政や各団体の取組み等を知ることにより、支援の一助となっている。</p> <p>一方で、ひきこもり支援を行う民間支援団体は、支援する対象や支援内容も様々であるため、団体参加者全員に共通する議題を設定することが難しいが、県内の民間支援団体が集う会議は他になく、情報交換や、課題の共有の場となっている。</p>																								
<p>今後の方向性</p> <p>今後も行政機関と支援団体、また、支援団体同士の連携を推進し、県全体のひきこもり支援の底上げとなるよう、内容を検討し実施していく。</p>																								

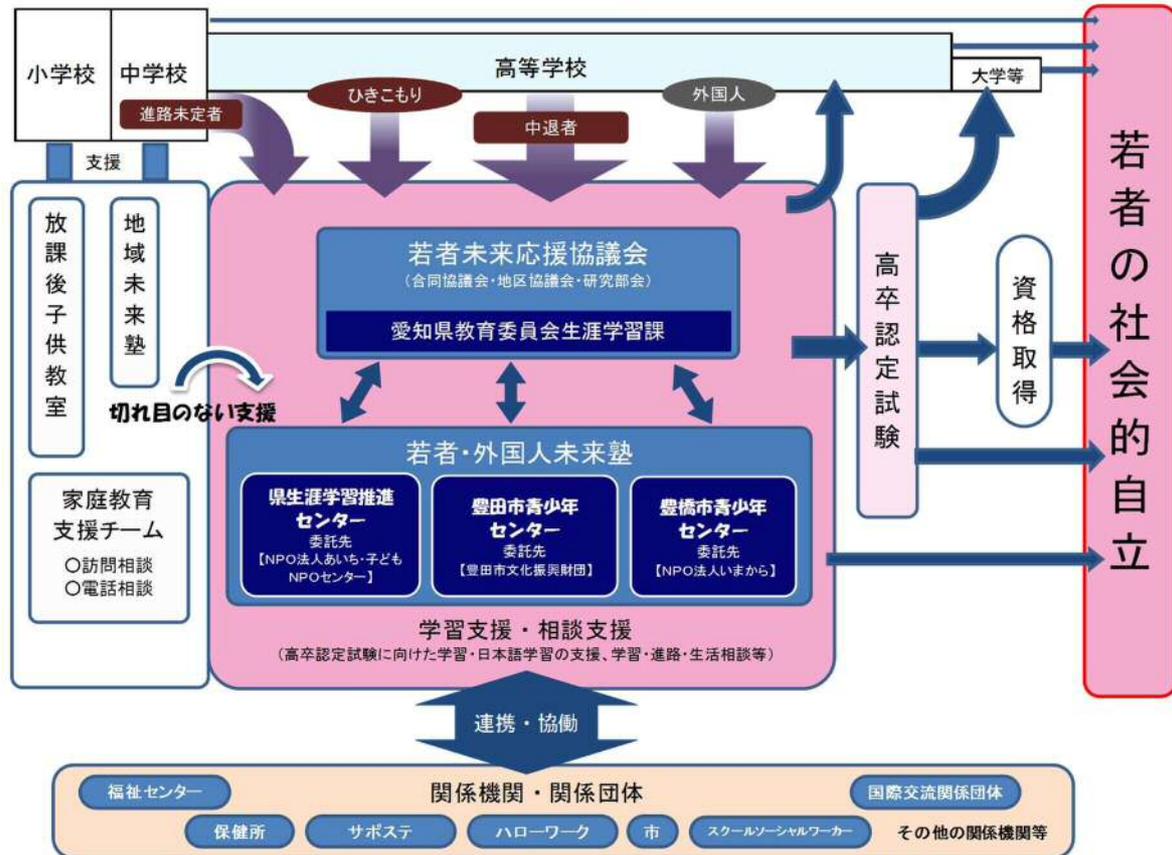
7-2 ひきこもり地域継続支援ネットワーク会議		担当課室 こころの健康推進室
実施主体	保健所	
事業の目的・内容	学齢期を過ぎたひきこもり者を地域で継続して支援するため、教育関係者や地域関係機関の実務者が情報交換を行い、ネットワークを構築することを目的として、保健所において開催する。(平成19年度事業開始)	
現状及び実績 各保健所において、地域特性に応じた機関で構成し、年1~2回開催している。 学校教育から地域へのつなぎだけでなく、ひきこもりの長期・高齢化という課題を見据えた議題設定をしている保健所もある。 主な構成機関		
	市町村福祉主管課	市町村保健主管課
	市町村教育委員会	市町村青少年育成主管課
	スクールカウンセラー	適応指導教室
	高等学校	県教育事務所
	家庭教育コーディネーター	児童相談センター
	社会福祉協議会	精神科医療機関
	障害者支援機関(相談支援事業所等)	ひきこもり支援団体
	地域若者サポートステーション	
成果・課題 各機関が一同に会しての情報提供や事例紹介により、お互いの活動について理解を深めることができる場となっている。 顔の見える関係が日常的な支援につながるよう、具体的な連携のあり方について、引き続き会議の中で検討を進めていく必要がある。		
今後の方向性 支援体制のあり方について意見交換することにより、地域のひきこもり支援充実の醸成を図るため、保健所におけるひきこもり対策の中核的事業として、今後も継続して開催する。		

7-3 若者・外国人未来応援事業「若者未来応援協議会」		担当課室 教育委員会生涯学習課
実施主体	教育委員会生涯学習課	
事業の目的・内容	学校教育から切れ目のない支援を実施し、困難を抱えた子ども・若者や外国人が社会的に自立できるようにするための方策について、学識経験者の助言のもと、若者サポートステーション、学校、就労支援機関はもとより、福祉、保健、労働、その他関係機関・団体等と協議する。(平成29年度事業開始)	
現状及び実績 合同協議会、地区協議会、研究部会で構成され、それぞれ年間2回開催している。 合同協議会では、全ての実施地区の事業の在り方について総合的に協議する。 地区協議会は、学習支援を行う「若者・外国人未来塾」を実施する名古屋、豊田、豊橋の各地		

区に設置し、当該地区の特性・社会資源等を踏まえ、地区における事業の在り方について協議する。研究部会では、事業の評価及びモデル事業としての普及・啓発方策について協議し、報告書等を作成する。

また、学習支援や相談の過程で、本人の自立のために他の支援の必要がある場合には、本協議会において連携している各関係機関・団体につながることとしている。

<「若者・外国人未来応援事業」の体系図>



成果・課題

様々な機関・団体の委員による合同協議会において、事業の周知とともに、連携体制の基盤を形成できた。

また、3つの地区協議会においては、それぞれの地域の実情に応じた関係機関・団体の関係者が集い、地域ごとの支援体制について改めて協議するとともに、支援体制の周知を図るリーフレットを作成できたことは、支援者側の連携・協働の面で評価できるとともに、対象者への周知の面で、今後の成果につながるものとする。

事業実施初年度にあたり、このように連携体制を構築できたが、対象者の本事業への誘導や、他の機関への誘導の面においては、該当が少数にとどまった点が、今後の連携上の課題である。

今後の方向性

協議会のネットワークを生かし、支援の必要な対象者に、事業の一層の周知を図る。

<p>7-4 家庭教育支援ネットワーク会議</p>	<p>担当課室 教育委員会生涯学習課</p>
<p>実施主体</p>	<p>教育事務所</p>
<p>事業の目的・ 内容</p>	<p>家庭教育に関する相談活動を行う関係者による「家庭教育支援ネットワーク会議」を開催し、情報交換・意見交換等を行い、関係者の相互理解を深め、連携・協力体制の強化を図るとともに、児童生徒及び家庭への支援の方法を検討する。(平成20年度事業開始)</p>
<p>現状及び実績</p> <p>○平成28年度家庭教育支援ネットワーク会議の実績</p> <p>1 時期 9～10月に各教育事務所において実施</p> <p>2 出席者 県の家庭教育コーディネーターを始め、小中学校の生徒指導担当教員、児童相談センター職員、主任児童委員、福祉事務所の家庭相談員、市町村の家庭相談担当者、市町村の行政担当者、小中学校PTA役員、教育事務所の生涯学習担当主事など</p> <p>3 会議の内容 「不登校、いじめ、非行、児童虐待等について、情報交換や早期発見・早期対応の方策、家庭等への支援の方策」について話題とした。</p> <p>(1)実態把握と情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの地区も不登校児童生徒が増加傾向にあり、学校は苦慮している。特に小4から中2で増加している。 ・登校できない理由は様々であるが、保護者の精神的不安定、経済的困窮等、家庭環境や家族の影響を受けて不登校になる事例も少なくない。 <p>(2)早期発見・早期対応の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、居場所づくり、絆づくりに努めるとともに、分かる授業、一人一人が活躍できる授業など、授業改善からも不登校の未然防止に努めている。 ・小学校と中学校で指導方針が異なることが、不登校のきっかけになることがある。学校や関係機関によって問題のとらえ方がちがはぐになることもある。小中の連携と丁寧な引き継ぎ、学校と関係機関との連携・共通理解は不可欠である。 <p>(3)家庭等への支援方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱える家庭・保護者へは、学校と公的機関とが連携してアプローチしていくことが必要である。 ・子どもや保護者からの虐待や子育てに悩んだ際のSOSをいち早くキャッチするために「児童相談所全国共通ダイヤル『189(いち・はや・く)』」を広く周知するとともに、保護者への相談機関の広報やつなぎ方を見直す必要がある。 	
<p>成果・課題</p> <p>教育事務所単位でのネットワーク会議では、教育事務所管内の事例を基に情報交換をすることで、不登校など課題のある児童生徒や保護者への対応や関係機関との連携について学ぶことができた。</p>	
<p>今後の方向性</p> <p>家庭教育コーディネーターの担当市町村・地区での研修会や情報交換会を中心に、学校や保健所主催のケース会議やネットワーク会議に出席することで、関係機関とのつながりを密にする機会をもつこととし、平成28年度をもって事業を廃止した。</p>	

7-5 子ども・若者育成支援ネットワーク形成促進事業		担当課室 社会活動推進課
実施主体	社会活動推進課	
事業の目的・内容	ニート、ひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対し、教育・福祉・保健・医療・雇用等の各分野における公的機関・民間団体等が連携して、総合的かつ継続的な支援を行うことができるよう体制を整備する。(平成22年度事業開始)	
現状及び実績		
<p>平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、ニートやひきこもりなど社会的生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する総合的な支援をするために地方公共団体は、「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」を設置するよう努めることとされた。</p> <p>また、愛知県が平成22年3月に策定した「あいち子ども・若者計画2010」及び法に基づき、県は、地域事情に明るく、支援を必要とする人にとって身近な存在である市町村において「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」の設置を促進している。</p>		
<平成29年度の取組>		
○子ども・若者支援担当者研修会(2回)		
子ども・若者支援に携わる行政職員及び民間団体職員を対象に研修会を開催し、子ども・若者の現状やネットワークによる支援の必要性について理解を深めることで、「子ども・若者支援地域協議会」等のさらなる設置促進を図った。		
○子ども・若者育成支援シンポジウムの開催(1回)		
子ども・若者育成支援に関する取組について、県民の理解を深め、子ども・若者の総合支援、ネットワーク整備の重要性を広く訴えるため、シンポジウムを開催した。		
<子ども・若者支援地域協議会等設置状況>		
協議会設置時期	市町村名(協議会調整機関)	総合相談センター設置場所
平成22年11月	豊橋市(こども未来部こども未来政策課)	豊橋市青少年センター
平成23年3月	蒲郡市(青少年センター)	蒲郡市青少年センター
平成23年4月	春日井市(青少年子ども部子ども政策課)	子ども政策課
平成23年10月	北名古屋市(福祉部)	北名古屋市青少年センター
平成24年12月	一宮市(こども部青少年育成課)	一宮市青少年センター
平成25年8月	名古屋市(名古屋市子ども・若者総合相談センター)	名古屋市教育館
平成26年4月	大府市(市民協働部青少年女性課)	大府市ふれ愛サポートセンター
平成26年4月	田原市(教育委員会文化生涯学習課)	生涯学習課
平成27年4月	豊川市(教育委員会生涯学習課)	豊川市少年愛護センター
平成27年4月	豊田市(子ども部次世代育成課、豊田市若者サポートステーション)	豊田市青少年センター
平成27年4月	知多市(子ども未来部若者女性支援室)	知多市青少年会館

成果・課題

平成 29 年度現在、11 市において「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」が設置され、関係機関同士のネットワーク形成など成果が上がっている。

一方、未設置市町村にあっては、担い手となる機関や人材の不足、関係部署との連携や役割分担が難しいなどの理由から、設置が進んでいない。

今後の方向性

「子ども・若者支援地域協議会」及び「子ども・若者総合相談センター」の設置に向けて働きかけを行うとともに、既設置市町村に対しても、支援ネットワークの更なる充実が図られるよう支援する。

7-6 ひきこもり支援推進会議		担当課室 こころの健康推進室
実施主体	こころの健康推進室	
事業の目的・内容	ひきこもりに関する事業の進捗状況の検証や、ひきこもり対策を推進する上での問題点や対応について検討することを目的として、こころの健康推進室において開催する。学識経験者や民間支援団体、市町村代表が委員として参画するほか、庁内の関係各課等が集まる庁内連絡会により会議を構成（会議構成員一覧については、「参考資料」参照）。（平成 21 年度事業開始）	
現状及び実績		
平成 19 年度報告書の提言に基づき、ひきこもり対策の取組状況の検証を行い、各種事業の推進を図るため、平成 21 年度から設置し、以後年 2 回開催している（平成 28 年度は 1 回開催）。 平成 24 年度には、過去 5 年間の取組と今後推進すべき対策をまとめた平成 24 年度報告書を、当該会議において作成した。		
成果・課題		
ひきこもりは本人の年齢やその背景により問題が複雑多岐にわたるため、当室を含めた庁内関係部局がひきこもり関連施策について情報を共有することで、関連施策の全体像を把握するとともに、連携して支援の在り方について検討することができている。		
今後の方向性		
県におけるひきこもり対策の取組状況や課題を検討する場として、今後も継続して開催する。		

8 広報・啓発の強化

(1)「広報・啓発の強化」について、平成24年度報告書において示された「具体的な取組の方向性」と、これまでの取組内容

具体的な取組の方向性	取組内容	対応事業
① 広報誌等を活用し、ひきこもり相談窓口の周知を進める。ひきこもり支援関係団体ガイドマップ、ひきこもりパンフレット等により、県民への情報提供を進めていく。	○ひきこもり支援関係団体ガイドマップやひきこもりパンフレットを作成・改訂し、相談窓口について周知	8-1 8-2
② ひきこもりに関する啓発として、各地域において地域関係機関や民間団体等との連携の中で、地域実情にそったシンポジウム、講演会、相談会等を開催する。	○地域において、民間団体等との連携により講演会等を開催	(2-3)

(2) 具体的な取組事業

8-1 ひきこもり支援関係団体ガイドマップ「あだーじょ」作成		担当課室 こころの健康推進室			
実施主体	精神保健福祉センター				
事業の目的・内容	県内のひきこもり支援を行う民間支援団体の支援内容を紹介するガイドマップ「あだーじょ」を作成する。精神保健福祉センターのホームページ上に掲載し、毎年度更新している。(平成21年度事業開始)				
現状及び実績					
<掲載団体数> (団体)					
H24	H25	H26	H27	H28	H29
37	42	42	45	48	51
成果・課題					
<p>毎年度更新することにより、利用者に常に利用しやすい状態を維持できており、ひきこもり当事者やそのご家族をはじめとする県民の方々に、必要な情報を広く知っていただく一助となっている。</p> <p>また、情報の把握を通して、保健所と支援団体の関係を密にし、関係者のひきこもり支援の一助にもなっている。一方、団体数が年々増加していることから、団体の活動内容の把握に努める必要がある。</p>					
今後の方向性					
今後も毎年度データを更新し、ホームページ上で公開することにより、情報提供を行う。					

8-2 ひきこもりパンフレット作成	担当課室 こころの健康推進室
実施主体	こころの健康推進室
事業の目的・内容	ひきこもりに関する相談窓口等を掲載したパンフレットを作成し、県内コンビニエンスストアや図書館、相談窓口等に配布する。(平成 23 年度事業開始)
現状及び実績 <p>ひきこもりに悩んでいながらも支援につながない当事者や家族等へ、ひきこもりに関する相談窓口を周知するため、平成 24 年 2 月にひきこもりパンフレットを作成した。</p> <p>平成 28 年 3 月に増刷し、県内コンビニエンスストア、公立図書館、県内相談機関等に設置の協力をいただいている。</p>	
	
成果・課題 <p>精神保健福祉センター及び保健所等ひきこもりに関する相談窓口の認知度向上のため、今後も情報提供を続ける必要がある。</p>	
今後の方向性 <p>今後も県民に広くひきこもり相談窓口を周知するため、効果的な配布先の検討や、状況に応じて相談窓口一覧を改訂するなどし、作成、配布を継続する。</p>	

V 今後推進すべき対策

「IV 平成 24 年度以降の取組の成果・課題及び今後の方向性」を踏まえながら、県において今後推進すべき対策を 8 項目に整理し、それぞれについて具体的な方向性を下記のとおり示すこととする。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 相談支援 | 5 学校教育から切れ目のない支援 |
| 2 社会参加支援 | 6 就業支援 |
| 3 家族を支える支援 | 7 関係機関・支援団体との連携 |
| 4 人材育成 | 8 広報・啓発 |

(1) 相談支援

- ひきこもり状態にある本人やその家族の心理的不安や負担感の軽減を図るためには、まず、専門の相談機関において適切な相談支援を行うことが重要である。
このため、ひきこもり地域支援センターである精神保健福祉センターや身近な相談窓口である保健所、その他様々な関係機関・支援団体において、それぞれの分野における専門性を発揮した相談支援を提供することが必要である。
- 相談の方法としては、電話や面接、訪問による相談に加え、直接、人と対話することに抵抗のある方等が利用しやすいよう、今後も Eメール相談を実施することが望ましい。
- また、アンケートでは「相談したい機関」として、半数以上の方が「同じ悩みを持つ人と出会える機関 (50.3%)」を挙げており、他者には話しづらい悩みを抱える方が気兼ねなく相談できるよう、同じ悩みを経験した本人や家族 (ピア) による相談支援の提供も効果的であると考えられる。
- 近年、ひきこもりの長期化や高齢化が課題となっており、アンケートでも将来 (5 年後) の不安として「親の高齢化 (35.6%)」を挙げる方が多い。生計の維持や親の介護など、今後ますます複雑困難化すると考えられる問題へ対応するため、精神保健福祉センター等における様々な事例の分析等を通して相談支援のあり方等について研究を行う必要がある。

(2) 社会参加支援

- アンケートでは、「今後望む支援」として 25.2%の方が「フリースペースなどの居場所」を挙げており、社会参加への第一歩として、引き続き、グループ活動など集団の中で他者と交流を図ることのできる場を提供することが必要である。

- また、社会参加の支援にあたっては、居場所の提供などを行う民間団体の役割が重要となっており、こうした団体の活動に対して、個別の事例等を通じて連携を強化するとともに、技術的な助言や人材育成等の側面的支援を行うことが必要である。
- この他にも、身近な相談相手としてのボランティアが、外出時の同行支援や話し相手を務める等、本人に寄り添った細やかな支援を提供することが効果的であり、引き続き、こうした役割を果たすボランティアの育成や活用が望まれる。

(3) 家族を支える支援

- アンケートにおいて、ひきこもり状態にある本人が「信頼できる人」を尋ねたところ、「親や兄弟姉妹 (62.6%)」という回答が最も多かった。一方で「今、困っていること」として、「家族との関係 (28.2%)」を挙げた人は約3割に上っており、家族に信頼感を抱く人が多い中、関係性に悩む人が一定数いることがうかがえる。
- ひきこもり支援においては、本人に対する家族の対応が変わることで、本人の状態に変化が現れる場合もあるため、本人への対応方法等について家族の理解を深めるとともに、家庭内で悩みを抱えこみ孤立感や不安感を感じることの多い家族の心理的負担の軽減を図るため、家族を対象としたグループ活動等を、引き続き実施する必要がある。
また、他者には話しづらい悩みを抱える方が気兼ねなく相談できるよう、同じ悩みを経験した家族（ピア）による相談支援の提供も効果的であると考えられる。

(4) 人材育成

- ひきこもりの長期化や高齢化など、支援にあたって解決すべき課題は複雑困難化しており、それに伴い、支援者にも本人や家族の抱える様々な課題やニーズに対応できる幅広い知識や専門性の高い相談支援技術が求められている。
このため、相談支援にあたる人材の養成や資質向上を図ることが必要である。
なお、ひきこもり支援においては、県や市町村等公的な機関のみならず、民間支援団体等の役割が大きいことから、人材育成にあたっては、公的機関の職員に加え、民間支援団体の支援者も対象に実施することが望まれる。
- また、こうした専門性を有する支援者の他にも、より身近な支援者として、会話や外出等を通して本人や家族に寄り添う存在となる、ひきこもり支援サポーターを今後も養成していくことが必要である。

(5) 学校教育から切れ目のない支援

- アンケートにおいてひきこもり状態となった時期を尋ねたところ、「20歳未満」は50.3%と半数を超えている。また、「不登校の経験がある」と回答した人は54.6%となっており、その6割以上が「中学校 (66.3%)」時代に経験したと答えている。
ひきこもり状態にある人の多くが不登校を経験している一方で、ひきこもり状態でなくなったきっかけとして「フリースクールに通うようになったため」、「高校に進学した

ため」との回答もあることから、本人や家族に対してその時期に適切な支援を提供することは、将来的に円滑な社会参加を促進する一助となると考えられる。

- このため、小中学校や高等学校において、引き続き、スクールカウンセラー等による不登校児童生徒やその保護者等に対する相談支援を実施する必要がある。また、児童生徒が気軽に相談できる電話相談（「子どもSOS ほっとライン24」）などを継続して実施することが望まれる。
- さらに、義務教育修了や高校中退・卒業などに伴い、学校教育における支援が終了する事例については、保健、医療、福祉、教育、労働等に関する地域の様々な関係機関が相互に連携し、引き続き、学校教育から切れ目ない支援を提供していく必要がある。

（6）就業支援

- アンケートでは「今困っていること」として、「就職や仕事のこと（62.0%）」と回答した人が最も多かった。また「今後望む支援」として、「働く場所（44.8%）」が最も多く、3番目に「就労訓練サービス（32.5%）」となっており、就業支援に関するニーズが高いことが分かる。
- このため、引き続き「あいち若者職業支援センター（ヤング・ジョブ・あいち内）」において就職を目指す若者を対象とした就職相談等を実施するとともに、こうした就労に関する相談機関の情報を広く県民に提供していく必要がある。
- また、直ちに一般就労を目指すことが困難な場合等は、精神保健福祉センター、保健所、市町村、地域若者サポートステーション等関係機関が相互に連携し、コミュニケーションスキルの向上や職場体験などを始めとする個人の特性に応じた適切な支援を提供する必要がある。

（7）関係機関・支援団体との連携

- ひきこもりに至る背景は様々であり、本人及び家族の状況やニーズに応じて、アプローチの方法や支援内容も異なってくるため、一つの機関のみでは支援が完結しないことも多い。
高齢の親とひきこもり状態にある中高年の子の世帯等において、親への介護保険サービスを開始したところ、その子への支援の必要性が顕在化するというようなこともあるように、家族の介護や健康上の問題、世帯の生活困窮等に対する介入をきっかけに、初めてひきこもりに関する課題が明らかになることもある。
このため、保健・医療・福祉・教育・労働等様々な分野の関係機関・支援団体が、日頃から情報交換を行うなどネットワークの構築を図るとともに、連携、協働して個別の支援を提供することが望まれる。

- したがって、引き続き、ひきこもり支援に関する専門機関等（精神保健福祉センター

等)が中核となり、会議の場や日頃の支援等を通じて、関係機関・支援団体とのネットワークを強化する必要がある。また、市町村における子ども・若者支援地域協議会等ひきこもり支援に関連する他施策との連携推進も重要である。

(8) 広報・啓発

- アンケートによると、保健所・精神保健福祉センターの相談を「利用したことがない(52.8%)」方は半数を超え、そのうち4割程度の方が「相談をしていることを知らなかった(39.5%)」と回答している。支援の必要な方が一人で悩まず、早期に適切な相談機関につながるよう、広く県民に、精神保健福祉センターや保健所等専門の相談窓口を周知する必要がある。

- また、ひきこもり支援においては、公的な相談機関のみならず、県内各地域で居場所の提供活動等を実施する民間の支援団体の役割が大きいことから、引き続き、こうした民間支援団体の活動内容についても把握に努め、情報提供を行う必要がある。

VI 県内の先進的取組

県内行政機関におけるひきこもり支援の取組みとして、先進的な取組事例を紹介する。

1 豊橋市における取組

豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」開設	
実施主体	豊橋市（事業の一部を民間団体に委託）
<p>特長</p> <p>0歳から40歳未満までの相談に対して、切れ目なく包括的な相談支援体制をとるため、こども若者総合相談支援センター「ココエール」を開設。子どもから若者に関する相談窓口を集約。</p> <p>子ども・若者総合相談窓口にあたる、ココエール内の支援担当を民間団体に委託。行政と民間が一体で、子どもから若者の相談・支援にあたる。</p> <p>子ども・若者支援地域協議会支援機関フォーラムなどの取組により支援機関連携を図っている。</p> <p>定時制・通信制高校合同説明会を通して、進路・学校生活に悩む相談者とその家族に対して進路選択の情報提供や相談支援を行っている。</p>	
<p>経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年11月15日 「豊橋市子ども・若者支援地域協議会」を設置 平成23年4月15日 「豊橋市子ども・若者総合相談窓口」を設置 平成25年2月9日 「第1回通信制高校合同説明会」開催 平成27年4月1日 「豊橋市子ども・若者総合相談窓口」相談業務を一部民間委託 平成29年4月1日 「豊橋市子ども・若者総合相談窓口」運営業務を民間委託 平成29年10月11日 「豊橋市こども若者総合相談支援センター ココエール」開設 	
<p>事業概要及び実績</p> <p>○豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」</p> <p>The diagram illustrates the establishment of the center in October 2017 (平成29年10月) and its role in providing support across various life stages: 妊娠 (Pregnancy), 出産 (Childbirth), 育児 (Childcare), 就学 (Schooling), 高校 (High School), and 就労 (Employment). It highlights two main support points: the 'Child Family Comprehensive Support Point' (子ども家庭総合支援拠点) established under the Child Welfare Law (児童福祉法) and the 'Child and Youth Comprehensive Consultation Center' (子ども・若者総合相談センター) established under the Child and Youth Support Advancement Law (子ども・若者育成支援推進法). The latter is supported by the Child and Youth Support Regional Council (子ども・若者支援地域協議会).</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法で新たに規定された「子ども家庭総合支援拠点」（要保護児童対策ネットワーク協議会）と、子ども・若者育成支援推進法で規定されている「子ども・若者総合相談センター」（子ども・若者支援地域協議会）を併せ持ち、専門的な相談対応や、必要な情報提供及び助言を行う拠点施設。 子育て不安、家族関係の悩み、不登校、ひきこもり、就労など、子どもから若者の自立まで 	

の、相談から支援までを対応。

- ・ココエール内の支援担当（子ども・若者総合相談窓口）を民間団体に委託し、民間の強みを活かした相談者への柔軟な対応や各種講座など、幅広い活動を実施。

○豊橋市子ども・若者支援地域協議会 実務者会議を兼ねて支援機関フォーラムを開催

- ・支援機関フォーラム…関係機関・支援機関同士が「顔と顔が見える関係」をつくり、連携を実行することを目的に実施。近隣市の関係機関や子・若相談窓口にも参加を呼びかけ、市域、県域を超えて情報交換、意見交換を行い、ネットワークを構築する。

参加機関・参加者数：

24年度	第1回…44機関・56人	第2回…57機関・75人
25年度	第1回…38機関・52人	
26年度	第1回…31機関・40人	
27年度	第1回…40機関・56人	
28年度	第1回…40機関・49人	

○定時制・通信制高校合同説明会の開催

- ・不登校、高校中退者が進路先を検討するうえでの情報提供を目的に年2回（夏・冬）開催。

参加校（サポステ含む）・参加者数：

24年度	第1回…13校・100人	
25年度	第1回…15校・140人	第2回…19校・130人
26年度	第1回…19校・170人	第2回…18校・80人
27年度	第1回…23校・210人	第2回…23校・110人
28年度	第1回…24校・213人	第2回…23校・115人
29年度	第1回…19校・182人	第2回…19校・121人

○豊橋市子ども・若者総合相談窓口

平成23年4月15日開設

開設場所：豊橋市青少年センター内（平成23年4月15日～平成29年10月10日）

豊橋市子ども若者総合相談支援センター「ココエール」（平成29年10月11日～）

開設日、時間：月～金曜日 10時～17時

人員体制：相談員 2人

相談件数・延べ対応件数：	24年度	109人	1614件
	25年度	187人	1371件
	26年度	249人	1914件
	27年度	322人	3036件
	28年度	258人	1748件

- ・平成27、28年度相談業務の一部と平成29年度相談窓口運営業務を一般社団法人 東三河セーフティネットに業務委託。
- ・相談窓口の「ココエール」移転により、既存の家庭児童相談室・児童相談（要保護児童対策ネットワーク協議会）との窓口の集約と一体的な運営を図る。

効果・課題等

- ・ 支援機関フォーラムにより、分野や地域を超えた支援機関同士の連携関係が構築できた。
- ・ 定時制・通信制高校合同説明会において、相談者の状況に合った進路に関する情報を提供する場ができ、新たな選択肢を示すことができています。
- ・ 「ココエール」開設により、これまで分散していた子ども・若者総合相談窓口、家庭児童相談室、児童相談担当の各相談窓口が集約したことで、以前に比べ相談窓口間の連携が活発になっている。相談内容や求められる支援に応じて、対応する相談窓口の割り振りが必要になるため、よりスムーズな連携や情報共有を進めることが今後の課題。

2 豊田市における取組

豊田市子ども・若者支援事業

実施主体 豊田市（若者サポートステーションの設置運営は民間団体に委託）

特長

豊田市では、第2次子ども総合計画の中でニート・ひきこもりなど深刻化する青少年問題に対処していくために、若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営を掲げている。青少年センター移転に伴い、平成27年から豊田市若者支援地域協議会を設置しており、就労・教育・福祉など様々な関係機関と連携を図り、若者の自立支援を推進している。本市の特長として、若者（15～39歳）に特化した支援を実施している。

経過

- ・ 平成27年4月1日「豊田市若者支援地域協議会」を設置
- ・ 平成27年4月1日「豊田市若者サポートステーション」を豊田市青少年センター内に設置
- ・ 平成27年度は、内閣府の「子ども・若者支援地域協議会設置事業」を実施

事業概要及び実績

○27年度代表者会議（1回）、実務者会議（2回、この2回は子ども・若者支援地域協議会設置事業として実施）

- ・ 代表者会議…関係機関の所属長に若者サポートステーションの役割を周知するとともに、若者サポートステーションとの連携協力を目的に実施。

27年度 18機関 22人

- ・ 実務者会議…実務に携わる担当者同士が、「顔の見える関係」を築くことで、今後の業務（支援）が円滑に行われ、お互いに情報共有しながら連携して支援することを目的に実施。

27年度 第1回…18機関 21人 第2回…18機関 18人

○ユースアドバイザー養成講習会（27年度 3回 98人）

関係機関職員だけでなく、地域の方々にニート・ひきこもりの現状を知ってもらい、地域ぐるみで困難を抱える若者を包括的に支援していくことを目指して実施。

○28年度代表者会議（1回）、実務者会議（2回）

- ・ 代表者会議…関係機関の所属長に若者サポートステーションの役割を周知するとともに、若者サポートステーションとの連携協力を目的に実施。

28年度 18機関 22人

・実務者会議…実務に携わる担当者同士が、「顔の見える関係」を築くことを目的に実施。実際の相談ケースを使って支援方法と連携について検討した。(ワールドカフェ形式)

28年度 第1回…18機関 25人 第2回…18機関 21人

○豊田市若者サポートステーション

平成27年4月1日開設

開設場所：豊田産業文化センター1階

開設日、時間：火～日曜日 9時～18時

人員体制：相談員＋居場所スタッフ 計3人

27年度

相談件数：926件（延べ件数）

居場所利用者：1162件（延べ人数）

28年度

相談件数：941件（延べ件数）

居場所利用者：1513人（延べ人数）

効果・課題等

豊田市若者サポートステーションは、相談窓口と居場所の2つの機能を有しており、居場所では就労に向けたジョブトレーニングが行なわれている。課題として、居場所利用者の通所期間が長期化することで、居場所が飽和状態になり、現体制での対処が難しくなると思われる。居場所の通所期間を決めて、就労に向けて計画的なジョブトレーニングをしていく必要がある。

3 東海市における取組

東海市社会福祉協議会「ほっとプラザ」

実施主体 東海市社会福祉協議会（東海市が補助）

特長

市が検討委員会での検討を積み重ねた後、相談と居場所の拠点を設置。市の補助事業により東海市社会福祉協議会が運営している。主に、不登校からひきこもり状態となることへの対応として、若者を対象とした事業を中心に展開している。

経過

平成19年度から「東海市ひきこもり支援検討委員会」を立ち上げ、平成20年3月「東海市ひきこもり施策基本方針」をまとめる。それを受け、平成21年4月から、相談支援事業と居場所支援事業の常設化を実施。

事業概要及び実績

開始年：平成21年4月

開所日：火曜日～土曜日 9:30～18:15（居場所利用は18:00まで）

人員体制：相談事業、居場所事業：常勤5人

事業内容及び実績

○ひきこもり相談

実相談人数 88人、延相談人数 759人（平成28年度）

基本的には来所いただいて面談しているが、関係性が出来てくると電話などで近況報告なども受けている。初相談が電話の場合は来所を促している。29年度より月に2回、臨床心理士による相談を設けており、当事者や家族のカウンセリング、またアセスメントする際の助言をいただいている。

○当事者のための常設居場所

登録者数 166 人、利用実人数 71 人、延利用人数 869 人（平成 28 年度）

家の中ではない場所として、そして社会に出る一歩手前の場所として開所している。週に一回程度、各種プログラムを行っている。

○ひきこもり支援連携委員会の開催

開催日：6月20日（火）、2月20日（火）（平成29年度）

保健・教育・福祉の専門家や関係機関で委員会を設置し、ほっとプラザの活動報告、今後の課題等の検討を行う。

○家族会

開催日：毎月第三土曜日 10:00～12:00

ひきこもり当事者を抱える家族が悩みを共有し、家族関係の在り方等について意見交換を通して交流を図る。また、専門家を招いての講義や交流会も行っている。

○日帰り家族交流会

普段、外出の機会が少ない当事者や当事者を抱えた家族で、日帰りの範囲内で旅行をし、交流を図っている。

実施日：10月15日（月・祝）9:00～17:00（平成29年度）

実施場所：牧歌の里（岐阜県郡上市）

参加者：当事者7人、家族2人

効果・課題等

・就労経験の少ない当事者や就労に不安のある当事者に対し、就労体験を行っている。継続を期待しているが、当事者と事業所のマッチングや、当事者の気持ちの面でのフォロー等、課題が多い。体験させていただく事業所において、ひきこもりに対する理解を広げる効果も期待している。

・来所による相談だけでなく、手紙やメール、訪問などアウトリーチできる手法を模索している。また、長期高年齢のケースに関しては、いくつかの関係機関と協議しながら対応することでつながりを維持している。

・若者の総合相談的な役割を担っている部分もあると感じる。ひきこもりには至らないが、発達障害等により潜在的に生きづらさを感じている若者を、早期に発見し対応していくことが求められる。

4 知多市における取組

知多市若者支援センター事業

実施主体	知多市
------	-----

特長

ひきこもり、ニート、不登校、発達障がい等、社会的に困難を抱える若者を支援するための各種事業を推進する「知多市若者支援センター」は、「知多市若者支援地域協議会」の運営の他、「若

者サポート進路を考える会」や「若者サポートセミナー」事業を主管する「若者未来応援事業実行委員会」、また若者の中間的就労事業を主管する「ちた子ども若者支援ネット」の事務局を務めながら、市内外の多数の支援機関・団体、及び知多市ユースアドバイザー等支援者が集い、顔の見える関係づくりのための拠点施設として若者支援事業を推進している。

経過

- ・平成26・27年度 内閣府ユースアドバイザー養成講習会を開催し、支援者としての知多市ユースアドバイザー90人を認定。
- ・平成27年4月1日「知多市若者支援地域協議会」を設置、及び若者相談窓口「知多市若者支援センター」の開設。
- ・27年度から若者サポート相談、及び若者支援グループワークを毎週開催。
- ・「若者サポート進路を考える会」や「若者サポートセミナー」などを実施する「若者未来応援事業実行委員会」、及び若者の中間的就労を手がける「ちた子ども若者支援ネット」の事務局開始。
- ・28年度に若者就労体験事業を試行的に実施。
- ・29年度から若者就労カウンセリング、若者就労体験事業を開始。

事業概要及び実績

- 若者サポート相談（ひきこもり、不登校、ニート、発達障がい等の相談）
毎週木曜日 13:00～16:00（1日3組受付・予約制）実人数48人、延人数143人（H28年度）
- 若者支援グループワーク（困難を抱える若者のための少人数居場所）
毎週水曜日 14:30～16:00 実人数13人（若者のみ）、延人数222人（支援者含・H28年度）
- 若者サポート進路を考える会（中学不登校、高校中退生のための進路説明会）
毎年9月中旬開催。知多5市5町中学校に案内チラシ配布。参加者75人（H29年度）
- 若者サポートセミナー（ひきこもり、不登校、発達障がい等の講演会）
毎年12月初旬開催。全国から話題となる講師を招く。参加者66人（H29年度）
- 若者就労カウンセリング（ニート等就労に困難を抱える若者を対象とする相談）
毎週水曜日 10:00～16:00 実人数14人、延回数76回（H29年4月～12月分）
- 若者就労体験事業（ニート等就労に困難を抱える若者を対象にカウンセリング終了後に、2日～5日の体験就労の機会を提供）
実人数9人、11事業所、計45日実施（H29年4月～12月分）。内8人がバイトに移行。

効果・課題等

若者支援センターの主要事業と位置付けている「若者就労体験事業」とその前提となる「若者就労カウンセリング」は、市内外の支援機関等11団体で組織している「ちた子ども若者支援ネット」との連携事業で、知多市ユースアドバイザーの協力と、市内外で登録していただいた40以上の協力事業所の存在がある。また、「若者サポート進路を考える会」や「若者サポートセミナー」は市内3団体で組織する「若者未来応援事業実行委員会」との連携事業であり、若者支援センターの事業には、多くの支援団体の参加のもと実施されている現状がある。今後も一層の支援者、支援団体、支援事業所の新規獲得とPRに努めたい。